

# 史跡垣ノ島遺跡保存整備基本計画

平成28年11月

函館市教育委員会



## 目次

第1章 計画策定の経緯と目的	1
1. 計画策定の経緯	1
2. 計画の目的	1
3. 委員会の設置	1
4. 関連計画との関係	2
第2章 計画地の現状	5
1. 自然的環境	5
2. 歴史的環境	9
3. 社会的環境	12
第3章 史跡の概要および現状と課題	14
1. 史跡指定の状況	14
2. 史跡の概要	16
3. 史跡の公開活用のための諸条件の把握	19
4. 課題の整理	20
第4章 基本方針	23
1. 遺跡の価値	23
2. 前提条件	23
3. 基本理念	23
4. 基本方針	24

第5章 基本計画	26
1. 全体計画および地区区分計画	26
2. 遺構保存に関する計画	29
3. 動線計画	30
4. 地形造成に関する計画	31
5. 遺構の表現に関する計画	33
6. 植生管理および植栽による修景に関する計画	34
7. 案内・解説施設に関する計画	38
8. 管理施設および便益施設に関する計画	38
9. 公開・活用およびそのための施設に関する計画	39
10. 周辺地域の環境保全に関する計画	40
11. 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画	43
12. 整備事業に必要となる調査等に関する計画	43
13. 公開・活用に関する計画	44
14. 管理・運営に関する計画	45
15. 事業計画	46
第6章 完成予想図	48

## 第1章 計画策定の経緯と目的

### 1. 計画策定の経緯

函館市では、史跡大船遺跡（平成13年8月国指定）や史跡垣ノ島遺跡（平成23年2月国指定）をはじめ多くの縄文遺跡が存在し、特に数多くの考古学的成果が挙げられている南茅部地域におけるこれらの遺跡を「南茅部縄文遺跡群」として保存と活用を図るため、平成18年3月に、史跡大船遺跡と垣ノ島遺跡の保存・整備、重要遺物等の展示や体験学習ができる博物館施設の整備を柱とした「函館市南茅部縄文遺跡群整備構想」（以下「整備構想」という）を策定している。

加えて、史跡大船遺跡および史跡垣ノ島遺跡については、平成24年12月に「保存管理計画」を策定し、遺跡の沿革や現状を整理し、史跡の本質的価値と構成要素の明確化、史跡を保存管理していくための基本方針や方法、現状変更などの取扱基準、整備の基本的考え方などについて取りまとめた。その後、専門家による客観的立場からの検討を加え、また社会情勢等の変化に対応すべく、いずれの史跡においても平成28年3月に計画を改訂し、それに基づき史跡の保存管理に努めている。

### 2. 計画の目的

上記の整備構想に基づき、これまでに史跡大船遺跡の復元整備事業（平成18～21年度）や、縄文文化の研究や交流の拠点と位置づける函館市縄文文化交流センター（平成23年10月1日開館）の建設を実施している。これらに続く史跡垣ノ島遺跡においては、平成23年2月に国の史跡に指定され、平成24～25年度に公有化を実施したが、主に山林・原野の状態のまま日常的な一般公開が不可能なため、早期の整備・公開を望む市民の期待に応え、整備構想に掲げる縄文文化交流センターと一体となった知的好奇心を満足させる空間を創出するため、平成25年度から整備を目的とした史跡内容確認調査を実施しながら平成32年度の公開を目指し、保存・活用を推進するための基本的な考え方や方針を定め、それを具体化することを目的に、ここに保存整備基本計画を策定するものである。

### 3. 委員会の設置

本計画は、文化庁文化財部記念物課および北海道教育厅生涯学習推進局文化財・博物館課の指導を得て、市教育委員会が平成28年11月に策定した。

計画の実施にあたっては、史跡の保存、整備および活用等について、考古学をはじめ関連分野の有識者および地域の活動団体関係者による専門的見地から、計画の詳細部分について指導・助言を得て整備に反映させるため、「史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会」を平成28年10月に設置した。

## 史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会委員

氏名	所属	分野
小杉 康	北海道大学大学院文学研究科 教授	考古学
鈴木 三男	東北大学 名誉教授	植物学
吉田 恵介	札幌市立大学 名誉教授	造園学、景観学
石崎 武志	東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター 教授	文化財保存科学
鷹澤 好博	北海道教育大学函館校 教授	地質学
大宮 トシ子	北の縄文C L U B会長	普及活用
指導助言機関	文化庁文化財部記念物課整備部門 北海道教育厅生涯学習推進局文化財・博物館課文化財保護グループ	

## 4. 関連計画との関係

史跡は、所有者である函館市の上位計画に組み込まれており、以下のように明示し、位置付けられている。

### (1)『函館市活性化総合戦略 2015～2019』平成27年10月策定

我が国が平成22年をピークに人口減少を迎える中で、本市では著しい人口減少が進んでいるなかで、国が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を政策の柱に掲げることを踏まえ、これからの中長期において、「交流人口の拡大」、「若者をはじめとする雇用の場の確保」、「安心して産み育てることができる環境の整備」、「高齢者をはじめとする市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくり」を基本的視点とし、「経済を元気にする」、「子どもたちと若者の未来を拓く」、「市民の安全を守る」、「まちの魅力をさらに高める」、「広域連携を強化する」を基本目標としている。

これらの目標のうち、「まちの魅力をさらに高める」の中で、観光ブランド力の強化の一つとして縄文遺跡群の世界遺産登録推進ならびに史跡垣ノ島遺跡の整備事業が位置付けられている。

### (2)『新函館市総合計画 2007～2016』平成19年10月策定

都市の将来像として「人が輝き まちが輝く 交流都市 はこだて」を掲げ、分野別主要施策のうち、「心豊かな人と文化をはぐくむまち」の「創造性とふれあいをはぐくむ社会の形成」の中で、「文化芸術の振興」を設定し、「文化遺産の保存・活用および継承」として、「文化財の指定を促進するとともに、歴史的価値のある建造物の復元整備を進めるほか、縄文遺跡など埋蔵文化財の発掘調査をはじめ、指定文化財の保存整備や展示施設などの整備を進め、文化遺産の保存・活用に努めます。」と明記している。

### (3)『函館市都市計画マスターplan 2011～2030年』平成23年12月策定

都市計画マスターplanの策定にあたって、「まちづくりの基本方向」の「まちづくりにおける課題の整理」の中で、「地域の特性・個性の維持・創出」を挙げ、「函館」の名は、全国有

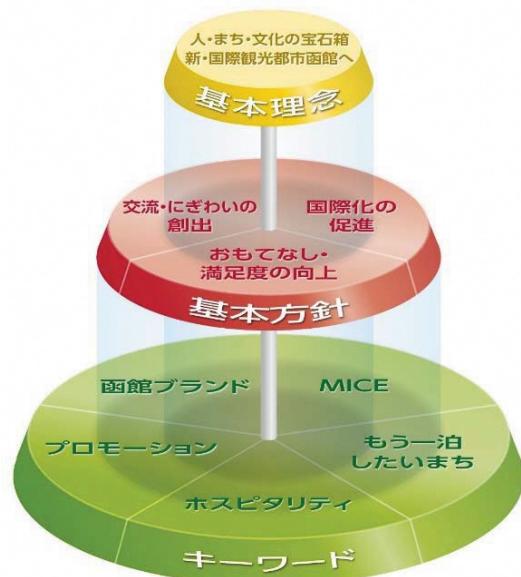
数の魅力ある「まち」として広く国内において評価されていることが分かります。このような評価を支えている要素のなかで主なものとしては、西部地区の歴史的建造物がつくり出す歴史的景観や函館山からの夜景であり、中央部地区の復元整備された箱館奉行所を擁する特別史跡五稜郭跡であると思われます。こうした近代日本の歴史等に出会うことができる魅力のほかにも、東部地区の縄文遺跡群や歴史ある温泉郷など、本市は、全国の人々を引きつける数多くの魅力を有しています。」と、まちづくりにおける特性として、歴史的景観や文化財こと縄文遺跡群について触れている。

また「地区別方針」として、「東部地区(南茅部地区)」の「まちづくりの方針」の中で、「縄文遺跡群のある臼尻地区においては、中空土偶をはじめとする出土品の展示や道の駅としての機能を持った縄文文化交流センターの活用により、文化交流拠点の形成を図ります。」と、博物館施設を中心としたまちづくりのあり方を示している。

#### (4)『函館市観光基本計画 2014~2023』平成 26 年 4 月策定

全国有数の観光都市である本市は、1989 年に「国際観光都市宣言」をし、これに先立つ 1982 年にまちの発展と観光振興を図るために策定された第 1 次計画以降、3 次にわたり計画を策定してきた。現在の第 4 次計画は「新函館市総合計画」の観光に関する個別計画として、従来の型にとらわれない新たな視点を柔軟に取り入れる必要から「新たな観光基本計画の策定」を基本コンセプトに、市全体を魅力がぎっしり詰まった宝石箱にたとえて、次の 10 年に向けて既存の観光資源をさらに磨き上げるとともに、新たな観光資源を加えながら絶えず進化する新しい国際観光都市を目指して「人・まち・文化の宝石箱 新・国際観光都市函館へ」を基本理念としている。

本計画では、「交流・にぎわいの創出」、「おもてなし・満足度の向上」、「国際化の推進」を基本方針とし、具体的な取り組みの中で新たな観光資源の創出として、縄文文化交流センターをはじめ縄文遺跡群など歴史資源の活用や、外国人向けの観光メニューの充実を図ることとしている。



第 4 次函館市観光基本計画の基本理念・  
基本方針・キーワードの関係図

#### (5)『合併建設計画』平成 16 年 4 月策定（平成 26 年 9 月変更）

平成 16 年 12 月 1 日の合併を前に、新函館市を構成する旧 5 市町村の合併協議会において合併建設計画が策定された。本計画の中で、南茅部地域および縄文遺跡群に関する施策については次のような位置付けがなされている。基本目標のなかで「『いきいきと学ぶ地域文化を

育むまちづくり』として、地域の伝統・文化を守り、歴史的文化遺産の保存・継承に努めるなど、いきいきと学び地域文化を育むまちづくりをめざす」としている。

基本計画においては「縄文文化の発信拠点としての役割を果たすなど、人々がふれあい、海と共に生きる活力ある地域づくりをめざす」としている。

上記基本目標に基づく施策の展開として、「史跡等の文化財や郷土芸能などの歴史的文化遺産の保存・活用と伝承に努める」「縄文遺跡の発掘調査や保存展示施設の整備などにより、古代ロマンを秘めた歴史文化の情報を発信し、文化交流を促進する」としている。

#### (6)『函館市南茅部縄文遺跡群整備構想』平成18年3月策定

本構想は、平成15年9月、北海道・北東北知事サミットにおいて、北海道と北東北地域の縄文遺跡を連携させた「北の縄文文化回廊づくり」が合意されたことを受け、貴重な文化財の保存と活用を軸とし、南茅部縄文遺跡群を活用して生涯学習の一層の推進を図るとともに、産業や観光の振興と連動した魅力ある地域づくりにつなげていくため、市教育委員会において策定したものである。これまでに本構想に基づいて史跡大船遺跡の整備基本計画や函館市縄文文化交流センター建設基本計画を策定、実施しており、史跡垣ノ島遺跡の整備においても本構想が基軸となっている。

#### (7)『史跡垣ノ島遺跡保存管理計画』平成24年12月策定(平成28年3月改訂)

本史跡が国民共有の財産として将来にわたり良好に保全していくため、史跡を取り巻く環境の把握や現状を整理し、史跡の本質的価値と構成要素を明確化し、維持管理の方針や方法等を定めるとともに、活用に向けた基本的な考え方をまとめるために策定した。

この中で基本方針として、函館市南茅部縄文遺跡群整備構想を踏まえ、文化的資源を活かし市民共有の財産として行政を含む地域社会全体の官民協働で「市民遺産」として守り継承するための普及啓発に努め、活用を図るとしている。

また、整備においては遺跡や周辺景観の保全に努めることを第一義とし、本質的価値を伝えるために長期的な視点で整備を行うことを前提に、当面の整備に関する方向性を示しており、本計画の前提となるものである。

## 第2章 計画地の現状

### 1. 自然的環境

函館市は、平成16年12月の市町村合併後、北海道南西部の渡島半島南東に突出した亀田半島の大部分が市域となっており、南は津軽海峡、北から東は太平洋に面している。市域の中央は亀田山地が占め、西側は函館平野が広がる。市の中心となる市街地は、津軽海峡に突出した函館山（標高334m）を軸とした扇形に広がり、市内には亀田川、松倉川、汐泊川などの二級河川をはじめ大小の河川が流れている。

#### （1）位置

史跡垣ノ島遺跡が所在する南茅部地域は、亀田半島北岸の太平洋に面しており、北海道の中では年間を通じ、気候は比較的温暖といえる。噴火湾の入り口にあたるため、暖流と寒流の接する前浜はマコンブやタラ、マグロなど水産資源の豊富な地域である。

本遺跡は、南茅部地域のほぼ中央を流れる垣ノ島川左岸河口付近の標高約32～50mの海岸段丘上に位置し、前浜には、弁天島（現弁天岬）など複数の小さな岩礁が連なって沖合に突き出ており、良好な漁場となっている。



史跡垣ノ島遺跡の位置

#### （2）地形

本史跡の所在する南茅部地域の地形は、標高約600～1,000mの峰が連なる亀田山地が大部分を占め、山麓緩斜面、海岸段丘と河岸段丘、約34kmに及ぶ海岸線に沿った狭小な平地からなり、0～20mと60～140mの二段丘からなる海底地形へと続く。海岸線南東部の屏風岩付近

から尾札部付近にいたる約 15 kmの間は、亀田山地からの緩斜面が直接汀線に迫って 30~80 mの懸崖を発達させ、獅子鼻岬、立岩岬などの奇岩のそぞり立つ海岸風景を形成している。一方、垣ノ島遺跡の地形は、北西が旧沢地形と南東側の垣ノ島川に挟まれた舌状台地上にあり、北東の太平洋岸に面した比高差約 30mの段丘崖から南西側の山地に向かって標高 50m付近まで緩やかに傾斜している。

水系は亀田半島に源を発する小規模な河川は短く、河川の浸食により起伏量が多い切り立った地形を示す。本遺跡に面する垣ノ島川はこうした水系の在り方を典型的に示している。

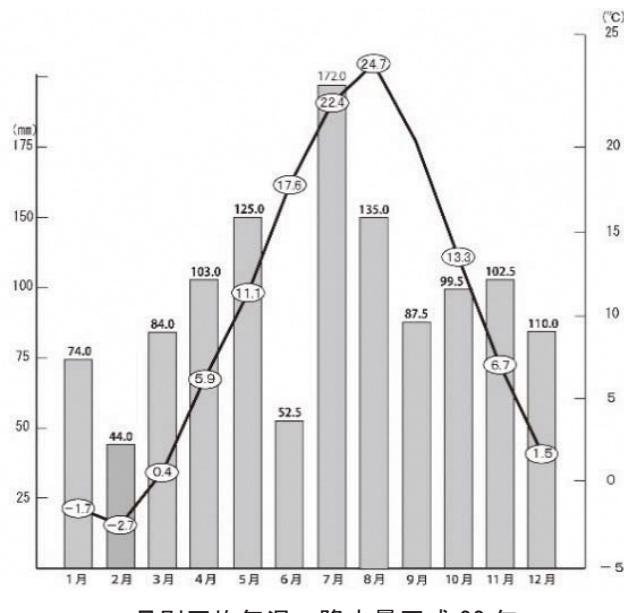
### (3) 地質・土壌

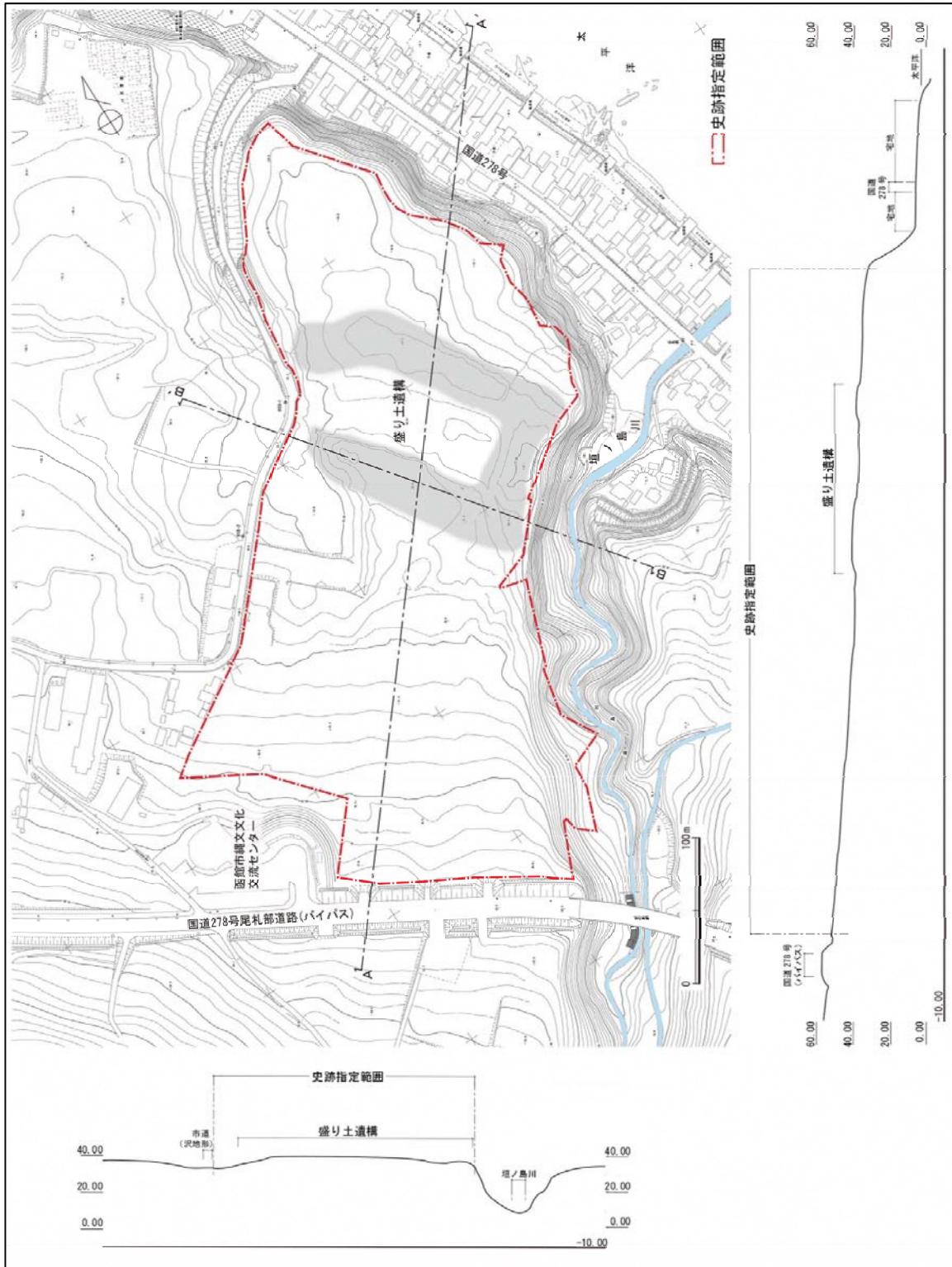
亀田半島地域には中生代の戸井層を基盤岩として中部中新統下部（川汲層・天狗沢層）、中部中新統上部（汐泊川層・八木沢頁岩層）、上部中新統～鮮新統（松倉集塊岩層・三森山層・中の沢層・黒羽尻集塊岩層・峠下火碎岩層・松倉川層・磯谷川火山碎屑岩類など）が分布する（鈴木・長谷川 1963；鷹澤 1992）。川汲層・汐泊川層・松倉集塊岩層は火山噴出物や頁岩からなる海成層であるが、松倉川層・磯谷川火山碎屑岩類は湖成層及び陸成火山噴出物からなる。また、本地域には玄武岩などの貫入岩や半深成岩（石英斑岩など）が多く分布し、上記の中新統とともに熱水変質作用をうけている。

一方、史跡垣ノ島遺跡のある臼尻地区は、山域に褐色森林土が広がり、遺跡の南東側は海岸から約 1km に 1~2km の幅でクロボク土が帶状に分布する。遺跡のあたりから山すそにかけて黒ボク土地帯が帶状にみられることから、ススキやササなどの植物が広がっていたと推測されるが、これは里山など、ヒトの活動によって形成された可能性もある。

### (4) 気象

南茅部地域の気象に最も大きな影響を及ぼすのは海流と背後に迫る山塊である。この地域の気象は、対馬海流（暖流）や千島海流（寒流）の影響を受ける海洋性気候であり、夏季には海霧が発生しやすい。1976 年以降のアメダス統計によれば、気温は、8 月から 9 月にかけての盛夏でも 26°C 前後で、30°C を超える日はごくまれである。一方、1 月から 2 月にかけては 0.5°C から -9°C 前後で、厳冬期でも -10°C を下回ることは珍しく、年間の気温較差は小さい。降水量は、0~1.4 mm 以下が多く、降水量の少ない函館の中でも特に少ない地域と言える。風は静穏な日も多いが、南西または南南西の風が年間を通じて多く吹き、冬は北西の風が多い。初雪は 11 月初旬で、降雪量は比較的少ないが、3 月下旬には大雪となることがある。





垣ノ島遺跡の地形と断面図

## (5) 植生と植物相

南茅部地域の植物相全般は日本の植物地理学上の区系では「日本海地区」に属し、その北部に位置している。また、森林の組成を主体として考察された森林帶の区分では、中部地方から渡島半島にかけての地域を、ブナに特徴づけられることによって「ブナ帶」と称しているが、当地域はその北部に位置している。さらにまた、北海道植物区系では本州要素の濃厚な「南西小区」に区分されている。

道南各地と同様に、巨視的には多雪を特徴とする「日本海地区」に属しており、北海道としては本州要素の濃厚な地域とされてはいるが、対馬暖流の影響を大きく受ける日本海側(江差方面)とは、積雪量をはじめその他の気象条件にも微視的には若干の差異がみられ、本州要素の分布密度は必ずしも同一とはいえない。



このように、南茅部地域の植生と植物相は北海道とはいえ本州の延長線上にあって、海岸に沿って街村状に発達している市街地と、これに伴う耕地、植林地を除いた全域のほとんどが夏緑広葉樹を主体とする自然林に被われ、植生は極めて豊かである。

丘陵地帯は河川の侵蝕による起伏の多い緩斜面で、下部には若い二次林や若干の植林地、及び僅かな耕地を含んでいるが、水田は全くない。スギ、トドマツ、カラマツを主体とする植林地は小規模ではあるが随所にみられ、残余の広大な地域の大部分が夏緑広葉樹の自然林に被われているが、南東部を除いては古い自然林に乏しく、北西一部はほとんどが若い二次林で占められている。

海岸地帯は、背後の亀田山地が迫っているため植生と植物相も海辺性より山地性、内陸性の目立つ環境が多いが、後背地に耕地化の進んでいるところでは、山地性より草原性、荒地性などの人里植物が目立っている。

遺跡周辺は、畠地と落葉針葉樹植林地（カラマツ）となっており人の手により開発が行われている。遺跡の時代は、現在の遺跡の周辺に見られる自然植生のエゾイタヤ・シナノキ群落があったと思われる。エゾイタヤ-シナノキ群落はエゾイタヤ、ミズナラ、ハリギリ、ウダイカンバ、カシワが主な高木となる。

## 2. 歴史的環境

### （1）函館市の概略

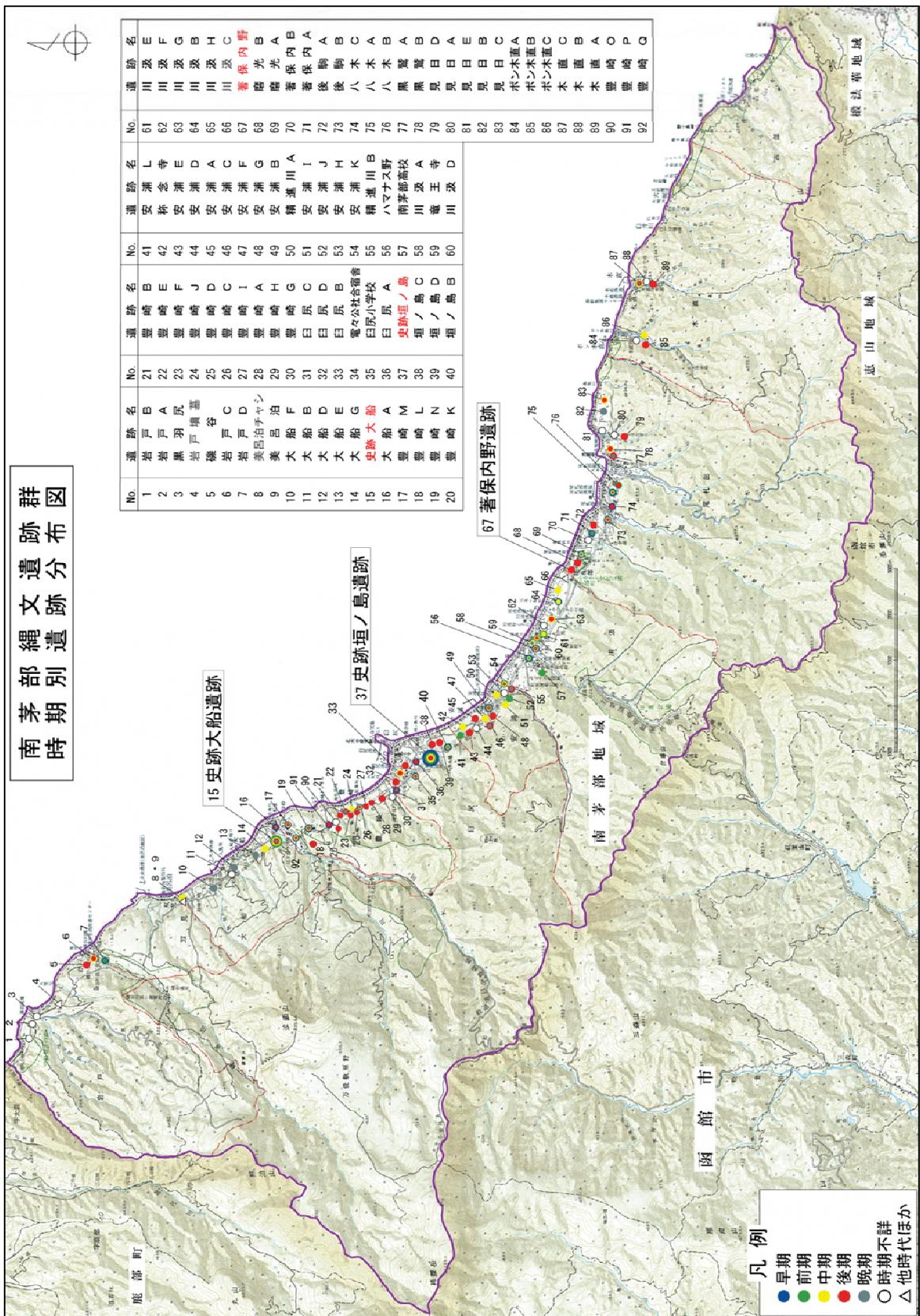
本市は、豊かな水産資源と自然の良港に恵まれていていることから、いにしえより海と共に繁栄してきた。中世には道南十二館の一つとして知られる志苔館が築かれ、江戸時代には北前船による交易で繁栄した。また、安政6年(1859)には、幕府が長崎、横浜と並び日本初の国際貿易港として開港し、西洋文化の影響をいち早く受けた。さらに、明治維新の戊辰戦争の際には新政府軍と旧幕府軍との最後の戦いの舞台になるなど、日本の歴史上も重要な役割を果たしてきた。明治以降は北海道の玄関口として発展し、青函連絡船や青函トンネルの開通、平成28年3月には北海道新幹線が開業し、津軽海峡を挟んだ本州との交流の拠点としてさらに重要性を増している。

こうした恵まれた自然や地勢によって栄えた函館の歴史は、先史時代にも遡ることができる。現在、函館市域には322カ所の埋蔵文化財包蔵地が確認されており、旧石器時代、縄文時代、続縄文時代、擦文時代の各時期において人々が連綿と生活を営んでおり、特に本州との交流は様々に変化しながらも繋がってきたことが遺跡や歴史資料から窺うことができる。

### （2）南茅部地域における縄文時代と史跡周辺の遺跡

史跡垣ノ島遺跡の所在する南茅部地域は、噴火湾の入口に位置し、海と山と数多くの河川など自然資源に恵まれていていることから、縄文時代早期(10,000年前)から晩期(2,300年前)に至る約8,000年の間に、89カ所の縄文遺跡が確認され、本史跡から北北西約4Km離れて史跡大船遺跡が位置する。これまで発掘調査を実施した遺跡は40カ所以上を数え400万点を優に超える遺物が出土し、著保内野遺跡出土の国宝「土偶」や本州との交易を示すヒスイやアスファルト塊が各地から出土するなど、数多くの学術的な成果が得られている。

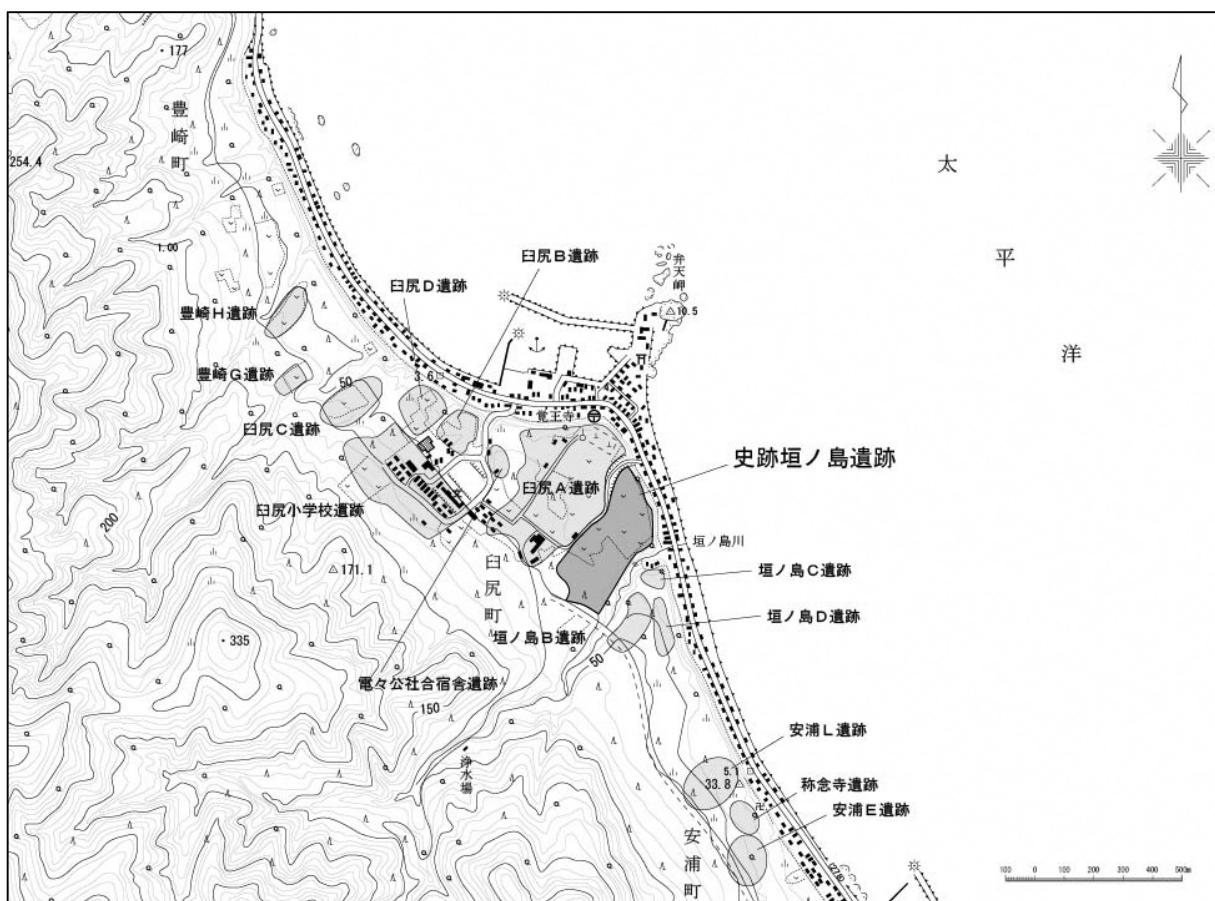
## 南茅部別期遺跡分布図



南茅部地域の埋蔵文化財包蔵地一覧

本史跡の周辺には多くの縄文時代遺跡が分布している。垣ノ島川を挟んだ対岸には、縄文時代早期前半の土坑墓から漆の装飾品が出土した垣ノ島B遺跡や、後期の垣ノ島C・D遺跡が存在する。一方、遺跡の北西の沢地形（現市道）を隔てて、早期から後期の遺構・遺物が確認された臼尻A遺跡や電電公社合宿舎遺跡が隣接する。さらに0.8km北西の海岸段丘上には、中期を主体とする堅穴建物跡を330軒以上検出した大規模な集落跡の臼尻B遺跡が存在し、ここから中期後半のシカ絵画土器（函館市指定文化財）が出土している。さらに後期後半の「地鎮山タイプ」の配石遺構や特徴的な出入り口構造をもつ堅穴建物跡を多数検出した臼尻小学校遺跡や臼尻C遺跡が存在する。

このように縄文時代の遺跡が数多く存在する南茅部地域にあって、史跡垣ノ島遺跡周辺の臼尻地区は特に遺跡の密度が高く、かつ重要な学術的成果が挙げられている地区であり、本遺跡はその中心となる拠点集落と位置付けることができる。



史跡垣ノ島遺跡と周辺の遺跡分布図

### (3) 歴史時代の臼尻地区

史料にみえる南茅部地域の歴史は、延宝5年(1677)、能登の飯田屋与五右衛門が八木浜（現尾札部町）へ漁業のために来住したこと始まるとしている。近世には商場知行制に基づく松前藩の箱館六箇場所（持場）中最大の場所である尾札部場所に含まれる。尾札部場所は南茅部地域の中央東寄りを流れる八木川と尾札部川の間を拠点に、東は亀田半島東端、西は松屋崎（現森町砂原地域）の範囲とされ、松前藩主直轄領、松前藩の重臣新井家の知行地や幕

府直轄地などになっており、尾札部と臼尻には和人とアイヌの人々との交易場所である運上屋があった。恵山岬から木直までの前沖は、ブリ・マグロ・タラの有数の漁場で、尾札部川から西方の鹿部川下での磯浜は良質のコンブの産地であった。特に当地域の昆布は北前船の時代から白口浜真昆布と呼ばれ、江戸時代には将軍への献上品とされた。

本遺跡が所在する「臼尻」の名称は、正保元年(1644)『正保御国絵図』に初出する。この地に和人が来住したのは享保3年(1718)とされ、寛政12年(1800)には和人の出稼ぎが増えたことから幕府はこれらを和人地と定め「村並」とした。文化13年(1816)尾札部場所から分離独立し、安政5年(1858)に正式に村となった。これを遡る天保10年(1839)にニシン建網(大謀網)が尾札部の黒鷲岬沖と臼尻の弁天島沖に伝わり、北海道定置網漁業発祥の地となった。

明治39年(1906)の北海道二級町村制に際して熊泊村と合併して臼尻村が発足し、昭和34年(1959)に尾札部村と合併して南茅部村を経て南茅部町となり、平成16年(2004)に函館市と合併して現在に至っている。

臼尻地区の前浜は、弁天島(現弁天岬)など複数の小さな岩礁が連なって沖合に突き出ており、西の茂佐尻崎までの入江は五百石船が潤掛かりのできる天然の良港として、コンブや魚粕・マダラの積出港として賑わったという。現在も良好な漁場であり、臼尻漁港を中心に市街地が形成されている。町名の「臼尻」とは、アイヌ語の「ウス」(湾), 「モシリ」(島=弁天島)が由来であろうという説がある。臼尻地区が弁天島と陸繫島を形成していることから名付けられたと考えられる。

### 3. 社会的環境

#### (1) 人口

現在の函館市は、平成16年12月1日に函館市、戸井町、恵山町、樻谷華村、南茅部町の1市3町1村が合併して10年以上が経過した。

函館市の人口は266,139人(男性121,212人,女性144,927人)で世帯数143,811世帯と、北海道内では第3位の人口を有する。このうち、南茅部地域は5,437人, 2,546世帯で、垣ノ島遺跡が所在する臼尻町は694人, 339世帯である(平成28年9月30日現在)。

函館市の人口は年々減少傾向にあり、道内で減少数が最も多い一方、65歳以上の高齢者が占める割合は3割に達し少子高齢化を反映した人口構成となっている。

#### (2) 産業・運輸

函館市の主要な産業のうち、第一次産業は沿岸漁業を中心とした水産業が盛んで、特に合併後には道内でも有数の水産都市となり、漁獲量では根室市に次ぐ第2位である(平成27年11月30日現在)。本市では、養殖を含むコンブ漁や、イカ、マグロなどの沿岸漁業による水揚量・水揚高はともに全道一で、タラ、タコ、ウニも全道トップクラスとなっている。特に良質なコンブの水揚量は全国の2割を占めており、全国トップクラスである。

一方、特徴的な産業としては観光業が挙げられ、国内屈指の観光都市として人気が高い。平成26年度の観光入込客数は約484万人で、一時期の減少傾向から増加傾向に転じている。夜景で人気の高い函館山の眺望など良好な景観や温泉施設などに恵まれ、伝統的建造物群や

特別史跡五稜郭跡など歴史的な建造物や史跡が数多く存在し、新鮮な魚介類など食の魅力も来訪の目的となっている。近年は国内外からのクルーズ船の寄港や、平成28年3月には北海道新幹線の開業によりさらに増加傾向にある。また近年ではアジア各地を中心に海外からの観光客数が年々伸びており、滞在型、通年観光型の国際観光都市を目指している。

また、津軽海峡に面し北海道の玄関口として栄えた本市は、交通・運輸の要衝である。海運では、年間3,450万トン余りの貨物が運ばれ、フェリーは約34万人の旅客と約38万台の車両を運ぶ。函館空港は国内7路線、国際便ではチャーター便が運航し、旅客数は約168万人、貨物8,600トンを数える。鉄道では、本州からの旅客約142万人、貨物約480万トンが往来し、JR函館駅は延べ113万人以上の利用者を数える(以上、平成26年度統計資料より)。陸路では、北海道縦貫自動車道が現在隣接する七飯町の大沼インターチェンジまで延伸し、国道5号線を中心に、檜山方面に延びる函館江差自動車道や函館空港までのアクセスを目指す函館新外環状道路が建設中で、高速道路や自動車専用道路の整備が進められている。

### (3) 交通アクセス

垣ノ島遺跡は、市内中心部から直線で北東へ約25kmの距離にあり、函館市内からは道道83号線で山間を抜けた南茅部地域川汲町から鹿部町方向の国道278号尾札部道路(バイパス)沿い約3.5kmの場所に位置する。鉄道が無いために各交通機関のポイントからは、バスを含む自動車による移動となる。遺跡までの主要なアクセスは次のとおりである。

- JR函館駅～：道道83号線 約34km 自動車で約50分
- JR新函館北斗駅(北海道新幹線)～：道道43号線(大沼経由) 約45km 自動車で約35分
- 函館空港～：道道83号線 約28km 自動車で約35分
- 函館フェリーターミナル～：道道83号線 約37km 自動車で約1時間
- 道央自動車道大沼IC～：道道43号線(大沼経由) 約45km 自動車で約50分
- 公共交通機関：函館駅前より函館バス「臼尻小学校前」下車、バス約1時間20分+徒歩約15分



主なアクセスポイント

## 第3章 史跡の概要および現状と課題

### 1. 史跡指定の状況

垣ノ島遺跡の指定状況は以下のとおりである。

指定年月日	平成 23 年 2 月 7 日
種 別	史跡
告示内容	平成 23 年 2 月 7 日付文部科学省官報第 11 号 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。 平成 23 年 2 月 7 日 文部科学大臣 高木 義明
名 称	垣ノ島遺跡
所在地	北海道函館市臼尻町
地 域	406 番 1、406 番 3、406 番 12、406 番 13、408 番 3、416 番 1、416 番 2、416 番 3、416 番 4、416 番 8、416 番 10、417 番 1、417 番 2、417 番 3、417 番 4、417 番 5、418 番、419 番 1、419 番 2、420 番、426 番 1、426 番 2、431 番、432 番、433 番、434 番 1、434 番 3、434 番 4、434 番 5、438 番、439 番、440 番 1、440 番 2、441 番 1、441 番 2、442 番、443 番、444 番、521 番 1、529 番 1、530 番 1、530 番 2、531 番、532 番、533 番、534 番 1、534 番 2、552 番、北海道函館市臼尻町 443 番と同 521 番 1 に挟まれ同 439 番と同 552 番に挟まれるまでの原野を含む。

指定面積 : 92,757.49 m<sup>2</sup>

#### 指定説明

垣ノ島遺跡は、北海道南部の太平洋に面する海岸段丘上、東向き斜面の標高 32~50 メートルに立地する、縄文時代早期前半から後期後半まで長期間存続した拠点的な集落遺跡である。

平成 12 年度から 15 年度までの国道の建設に伴う発掘調査において、早期後半の足形付土版を副葬した土坑墓群と、後期後半の竪穴建物群が確認されたため、南茅部町教育委員会（現・函館市教育委員会）は平成 15 年度から 21 年度まで、遺跡の範囲と内容を確認するための発掘調査を実施した。

遺跡は、南北 500 メートル、東西 200 メートルに延びる舌状の海岸段丘上約 10 万平方メートルのほぼ全体に広がり、以下のような変遷を見せる。

早期前半にこの段丘上中央部に出現した集落は、早期後半には段丘上南西部に移動し、その南端部には足形付土版を副葬した 70 基を超える土坑墓群が形成される。

前期前半には、約 5,800 年前に噴火した駒ヶ岳を起源とする火山灰と軽石が、この地域一帯に厚さ 30 センチメートル前後堆積するため、遺物や遺構といった生活痕跡はまったく認められなくなる。しかし、前期後半になると、北海道南部ではこの時期独特の二段の床を有する竪穴

建物群が、段丘上東側に広く形成される。

中期になると、集落は段丘上中央部から東側の段丘縁辺部まで広がり、本遺跡としては最も集落域が広範囲になる。また、平面形態が隅丸方形を呈する竪穴建物の規模も最も大きく一辺10メートルほどになるが、腐植土があまり発達しない段丘上中央部一帯では、これらが窪地として現在も遺存している。さらに当該期は、出土土器から東北北部との交流も窺える。

後期の集落は、中期同様に段丘上中央部から東側に広がるもの、中期に比べてやや狭くなり、後期後半になると、段丘上南西部に移動して終焉を迎える。この後期について最も特筆すべきは、後期初頭から後期前半の短期間に、段丘上中央部からやや東寄りに形成される「コ」字状を呈した盛土遺構である。これは幅25メートルから30メートル、高さ2メートルほどの細長い盛土からなり、全体的な規模は南北120メートル、東西100メートルと極めて大きい。盛土遺構の内側は最大で1メートルほど掘削されており、その掘削土を盛ることで盛土遺構を形成したと見られる。盛土遺構本体には竪穴建物や土坑は認められず、盛土遺構の性格は判然としない。

ところで、この太平洋に面した海岸段丘は、約10キロメートルにわたって海岸線から山裾までの500メートル程度の間に、標高30メートルから50メートルの緩斜面を形成する独特な地形であり、駒ヶ岳が噴火した前期前半を除き、早期前半から後期後半までの各期の遺跡が高密度で分布している。

垣ノ島遺跡は、この海岸段丘上の多くの遺跡の中でも、早期前半から後期後半までの集落変遷が追える唯一の例であり、また、ほかのどの遺跡よりも規模が大きく拠点的な集落といえる。特に、早期後半の墓制や、前期前半に駒ヶ岳の噴火により生活痕跡が一時的に途絶えること、中期における東北北部との交流、後期初頭に大規模な盛土遺構が造成されること、さらには、後期後半を最後に遺跡がまったくなくなる事実等は、北海道はもとより、東北北部を含めた北日本における縄文時代遺跡の存り方を考える上で極めて重要である。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

(本文は、文化庁文化財部監修『月刊文化財』569号[平成23年2月号]の史跡解説より転載した。)



史跡全景

## 2. 史跡の概要

### (1) 沿革

遺跡の発見から計画策定に至る経緯および調査成果は、以下のとおりである。

年 度	概 要
昭和 53～54 年度 (1978～1979)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般国道 278 号整備に伴う一般分布調査により、縄文時代前期から後期の集落跡として埋蔵文化財包蔵地周知資料を整備（名称：垣ノ島 A 遺跡）（道教委）</li> </ul>
平成 12～15 年度 (2000～2003)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般国道 278 号尾札部道路改良工事に伴う 9,200 m<sup>2</sup> の緊急発掘調査を実施（南茅部町埋蔵文化財調査団（以下、調査団））</li> </ul>
平成 15～16 年度 (2003～2004)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急地域雇用創出特別対策推進事業による遺跡内容確認調査を実施。平成 15 年度は 19 地点、合計 200 m<sup>2</sup>、平成 16 年度は 2 地点、合計 24 m<sup>2</sup>（調査団）</li> <li>遺跡の保存に向け、文化庁、道教委、南茅部町（合併後は函館市（以下、市））と協議</li> </ul>
平成 17 年度 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国庫補助事業の市内遺跡発掘調査等事業として、盛り土遺構の 14,300 m<sup>2</sup> の地下レーダー探査を実施（函館市教育委員会（以下、市教委））</li> </ul>
平成 18 年度 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国庫補助事業の市内遺跡発掘調査等事業による 3 地点、合計 19 m<sup>2</sup> の詳細分布調査を実施（市教委）</li> </ul>
平成 19 年度 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国庫補助事業の市内遺跡発掘調査等事業による 39 地点、合計 225 m<sup>2</sup> の詳細分布調査を実施（市教委）</li> </ul>
平成 20 年度 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国庫補助事業の市内遺跡発掘調査等事業による 3 地点、合計 300 m<sup>2</sup> の詳細分布調査を実施（市教委）</li> </ul>
平成 21 年度 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国庫補助事業の市内遺跡発掘調査等事業による 18 地点、合計 112 m<sup>2</sup> の発掘調査を実施（市教委）</li> <li>名称を「垣ノ島遺跡」に変更</li> </ul>
平成 22 年度 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国へ史跡指定の意見具申書を提出（市）</li> <li>11 月 19 日付、国の文化審議会において史跡指定の答申</li> <li>翌年 2 月 7 日付け官報告示により史跡指定</li> </ul>
平成 23 年度 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡指定に向け地権者への説明・依頼等準備（市教委）</li> <li>筆界未定地の測量を実施し史跡の範囲と面積を確定（確定面積 92,749 m<sup>2</sup>）（市教委）</li> </ul>
平成 24 年度 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国庫補助事業の史跡垣ノ島遺跡公有化事業等により史跡地の買上を実施（市）</li> <li>史跡垣ノ島遺跡調査検討委員会の設置、会議 1 回開催（市教委）</li> <li>史跡垣ノ島遺跡保存管理計画を策定（市教委）</li> </ul>
平成 25 年度 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> <li>繰越の公有化事業を実施し、公有化事業を完了（市）</li> <li>国庫補助事業の市内遺跡発掘調査等事業による 2 地点、合計 96 m<sup>2</sup> の発掘調査を実施（市教委）</li> <li>史跡垣ノ島遺跡調査検討委員会 2 回開催（市教委）</li> <li>保存管理計画策定のため、函館市、千歳市、伊達市、洞爺湖町教育委員会、森町とともに北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会および北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議を設置、検討会議 1 回開催</li> </ul>
平成 26 年度 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国庫補助事業の市内遺跡発掘調査等事業による計 232 m<sup>2</sup> の史跡内容確認調査を実施（市教委）</li> <li>史跡垣ノ島遺跡調査検討委員会 2 回開催</li> <li>保存管理計画策定のための検討会議 3 回、実行委員会ならびに同ワーキンググループなどの開催、27 年 3 月に検討会議委員長から実行委員長に「北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書」を提出</li> </ul>
平成 27 年度 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国庫補助事業の市内遺跡発掘調査等事業による計 182 m<sup>2</sup> の史跡内容確認調査を実施（市教委）</li> <li>史跡垣ノ島遺跡調査検討委員会 2 回開催</li> <li>保存管理計画の改訂</li> </ul>

## (2) 本質的価値

これまでの調査成果から、本遺跡の本質的価値は次のようにまとめることができる。

- 縄文時代早期前半から後期後半にかけて、遺跡の所在する台地において、土地利用の変遷を明確に捉えることができる希有な遺跡であり、一部の時期を除き、長期間にわたり人類の定住性を示す顕著な事例であること。
- 前期前半に発生した駒ヶ岳の大噴火に伴う多量の降下火山灰の影響により、一定期間生活の痕跡が途絶え、その後生態系の再生に伴い大規模な集落の形成がみられることは、人類と自然災害との関わりを如実に示す好例であること。
- 盛り土遺構は、国内最大級であることや長期にわたり形成された独特の構造とともに、集落と複合した当時の精神性を示す大規模な記念物として、集落と記念物の変遷過程を示す重要な位置付けができる。さらに遺存状態が良好で、視覚的に明瞭に確認することができる希有な記念物として存在すること。
- 早期後半の足形付土版が副葬された墓域の形成や、後期初頭に最大化する盛り土遺構、後期前半の配石遺構群、後期後半の住居廃棄儀礼がみられる集落の存在など、時期毎に当時の社会性や精神性を示す遺構・遺物が存在し、地域の拠点的な様相を示していること。
- 太平洋沿岸という地勢でつながる噴火湾を中心とした縄文遺跡の一つとして、当時の精神性を顕著に表す大規模記念物の存在を介してゆるやかに結びついた地域社会の様相を示す地域における重要遺跡として価値付けされること。



盛り土遺構全景

### (3) 史跡の構成要素

史跡の価値を損なうことなく保存管理を図るため、史跡の構成要素を以下のとおり区分し、それぞれの要素と具体例を示し、明確化した。

大別	区分	要素	具体例
史跡の構成要素	本質的価値を構成する要素	縄文時代の遺構・遺物	竪穴建物跡（集落）、盛り土遺構、土坑、配石遺構、土器・石器等遺物、自然遺物
		自然地形	海岸段丘、段丘緩斜面、沢地形
	その他	史跡の価値および保存活用に寄与する要素	文化財保存・活用施設 境界杭
		植生	自然林 クリ・ブナ等（二次林）
	史跡の価値および保存活用に寄与しない要素		
		現代的人工物	盛り土による造成地、火山灰の土堤、電柱（支線）、上水道管、（スギ・トドマツ等の植林）
周辺地域の環境を構成する要素	史跡の価値および保存活用に関連する要素	周辺遺跡	臼尻A遺跡、垣ノ島B遺跡、垣ノ島C遺跡、垣ノ島D遺跡
		自然環境・景観	垣ノ島川、沢地形、海岸（前浜）、弁天岬、段丘崖、「鳴り岩」、亀田山地、落葉広葉樹林、スギ・トドマツ植林、雑草地、市指定天然記念物「旧臼尻村役場のエゾヤマザクラ」
		歴史・地名等	史料：『えぞのてぶり』（寛政3年[1791]）、『東西蝦夷山川地理取調図』（万延元年[1860]）、『蝦夷日誌』（弘化二年[1845]）など 地名：垣根シユウマ、カク子シユウマ、ウスジリコタン、ウスジリ、臼尻、弁天シマなど 市指定史跡「東エゾ箱館在六箇場所臼尻会所跡」
		人工物	函館市縄文文化交流センター、急傾斜地崩落防止ネット
	史跡の価値および保存活用に関連しない要素	建築物・構造物等	木工所、漁業関連施設、太陽光発電施設、墓地、家屋、電柱、外灯、売店（仮設）、携帯電話通信施設
		道路および関連施設	国道278号、国道278号尾札部道路（バイパス）、市道臼尻東海線、橋、道路関連施設（標識、案内板、ガードレール等）、臼尻臨港道路（建設予定）
		その他	畠（家庭菜園）

#### (4) 保存管理計画

史跡垣ノ島遺跡を国民共有の財産として将来にわたり良好に保全していくため、史跡を取り巻く環境や歴史および現状を整理し、史跡の本質的価値と構成要素の明確化、史跡を保存管理していくための基本方針や方法、現状変更などの取扱基準、整備および整備後の維持管理、活用等の基本的な考え方について取りまとめることを目的に、「史跡垣ノ島遺跡保存管理計画書」を平成24年12月に策定した。その後、専門家による客観的立場からの検討と指導を加え、また社会情勢等の変化に対応すべく、平成28年3月に改訂した。その概要は、以下のとおりである。現在はそれに基づき、史跡の保存管理に努めている。

章	項目	主な内容
1	沿革と目的	計画策定に至る経緯・目的、専門家で組織する委員会の設置
2	史跡の概要	環境(自然・社会・歴史的)、指定に至る経緯、指定地の現況
3	史跡の価値	発掘調査の内容、史跡の本質的価値
4	保存・管理	基本方針、構成要素、保存管理の方法、現状変更の取扱、植生管理、モニタリング等
5	整備・活用	基本方針、整備、公開・活用
6	運営及び体制整備	基本方針、体制の整備と役割分担、体制の維持と運営
7	今後の課題	保存管理について、整備・活用について、調査・研究について

### 3. 史跡の公開活用のための諸条件の把握

#### (1) 現状の活用状況

垣ノ島遺跡は、平成25年度に公有化が完了する以前はほとんどが民有地であり、また整備前の遺跡で園路等の環境が未整備であることから、原則非公開としてきた。そのような中でも史跡の周知のため平成25年度から実施している一般向けの遺跡見学会には函館市内を中心に多くの参加があり、また行政機関や関係団体による視察・見学の要望も増加しつつある。世界文化遺産の登録を目指す「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産のひとつでもあり、一般に広く知られる機会が増えた中で、市民の史跡の早期公開への期待感が高まっている。

一方、南茅部縄文遺跡群として整備を進めてきた史跡大船遺跡においては本格的な整備以前から多くの見学者が来訪し、平成12年度に設置した「大船C遺跡速報展示室」(合併後の平成17年度から「大船遺跡埋蔵文化財展示館」、平成28年度から「大船遺跡管理棟」と改称)開館以来の遺跡への見学者は年間約1万人に上る。

平成23年10月に開館した函館市縄文文化交流センターは、道の駅を併設していることもあり多くの見学者に利用されている。施設では、希望者への職員による解説のほか、各種体験メニューや講座などの普及活動にも力を入れており、学校や社会人などの団体からも多く利用され、さらに家族連れなど個人のリピーターも増加しつつある。

#### (2) 体制・役割分担

本史跡の保存管理を推進し、その価値を次の世代に確実に引き継いでいくために、史跡を管理する函館市を中心とした組織体制の整備が必要である。

市教委は史跡の保存管理全般に関わる調整を行い、それに加え、史跡の調査・整備・活用に関する各事業を実施している。また、史跡の活用や史跡周辺の保全などについては、民間団体や地域住民などと積極的に関わり理解と協力を求める必要がある。特に史跡周辺における開発等に関しては、函館市の関係各課が届出や事前相談の窓口になっていることから、開発行為許認可事務担当課と市教委文化財担当課とが情報を共有できる体制をとっている。さらに、上位機関である文化庁および道教委との連携を強化し、調査・保存・活用等に関する指導、助言を得ながら進めていくとともに、必要に応じて財政的・技術的な支援を求める。

このように市教委は、総合調整機関・実施機関としてより適正な史跡の保存管理体制の維持、整備活用を行うために、専門性を備えた職員の配置を強化することが必要となる。

現在、本市は史跡大船遺跡と史跡垣ノ島遺跡を「北海道・北東北の縄文遺跡群」として世界文化遺産の正式登録を目指している。そのため、史跡ならびに周辺環境の保全と活用を図ることを目的に、「函館市南茅部縄文遺跡群保存活用協議会（仮称）」の設置を進めている。本協議会は、北海道・北東北の4道県、関係市町において設置予定の「縄文遺跡群世界遺産保存活用体制」の企画実施機関という位置付けとなる。構成員は、史跡および周辺地の景観を保全する地区における法令等を所管する市の関係部局と、一般財団法人やボランティア団体、町会などの地域住民、経済界や観光関係者、教育関係者などを予定している。保存と活用の観点から明確な目標と実効性のある体制を整備し、継続的に運営することを目指すものである。さらに、関連する分野の専門家や有識者による指導、助言を得るための機関として「史跡調査・保存・活用検討委員会（仮称）」を設置し、史跡を後世に遺し価値を高めながら広く市民に親しまれるよう、行政と民間、学術分野との連携による保存管理体制の構築を図る。

#### 4. 課題の整理

はじめに史跡指定地および周辺を含めた地形・自然環境・遺構・景観・施設等の史跡に係る諸要素の特徴や現状の把握を行った。

史跡指定地内は、地目上、畑、山林、原野、雑種地の49筆で全て公有化されており、現況はスギやトドマツなどの植林やクリ、クルミ、イタヤカエデなどの二次林、クマザサやオオイタドリ、ヨモギなどの草地が広がり、一部に火山灰の盛り土による造成地がみられるほか、人工的な構造物は存在しない。縄文時代の盛り土遺構や竪穴建物跡が窪みで残るなど、遺構の遺存状況は良好である。

遺跡のある地形は、太平洋に面する北東から、海岸に沿った狭小な低地から比高差約30mの段丘崖を経て、段丘は南西方向の山麓斜面に向かって標高約32mから50mの緩やかな斜面をなし、段丘東側を流れる垣ノ島川と西側の現市道となっている沢に挟まれた舌状を呈する。本史跡を代表する盛り土遺構は、この段丘上のやや海寄りの標高30～35m付近に位置し、長軸の北西～南東方向は段丘の幅を最大限に利用している。

次の表は、本遺跡の保存整備基本計画立案にあたり、史跡の有する特徴や地域性・取り巻く環境を把握し、その中で明らかになった問題点・課題を抽出・整理し、それに対する対応策や方向性についてまとめたものである。

これらを踏まえたうえで検討を加え、本計画を策定した。

表：史跡の現状と課題および対応

視点	区分	特徴・現状	課題	対応策（解決案）
広域的	自然的環境	・繩文の原風景をイメージさせる、豊かな自然環境 ・計画的な景観形成が行われていない ・急峻な地形を要因とした自然災害の頻発	・開発行為や不法投棄などによる環境悪化が懸念 ・景観に配慮しない大規模開発等の懸念	・環境保全のための植生・生態調査の実施 ・良好な景観調査のための法・条例等による周辺環境と調和した景観対策の実施
	歴史的環境	・数多くの縄文遺跡が存在する南部地域の中心に所在 ・北海道大謙綱の発祥など歴史から続く地域の歴史	・火山や地震・津波や豪雨・台風などによる土砂災害等の危惧 ・地域の歴史や文化財保護に対する市民への周知と理解が不足	・防災計画に基づく災害防御の促進と「トライ」の作成 ・情報発信のためのハード・ソフト化の充実など効果的な整備事業の促進 ・地域学習など普及啓発活動の推進と、地域振興に繋がる文化財資源を活かしたまちづくりの推進
	社会的環境	・交通の要衝である函館市街地から、約30km離れた立地 ・古くから利用されている温泉郷と豊かな水産資源 ・少子高齢化と過疎化が進行し、観光資源が乏しく観光客の伸び悩み ・豊かな海を背景に富まれる漁業を生業とした地域	・公共交通機関が不便で自家用車以外のアクセスが不便 ・地域住民の不スピアリティに対する認識不足 ・人口の流出に伴う労働人口の減少と市内と比較した交流人口が過小 ・地産地消や観光資源など附加值づくりに対する取り組み不足	・新たに定期観光バスや帶在型の利用を促進するプランの検討 ・魅力ある地域資源のブランド化による地域振興の推進 ・地場産業との歴史・文化財資源を含めた新たな観光資源の開発と創造産業の育成 ・さらなるブランド化や魅力がある「当地もの」の商品開発
	保存	・大規模な土地変更が行われず、火山灰に被覆された良好な遺存状態 ・指定地内には筆記公有化が完了 ・地域性や寒冷地特有的冬期間の降雪と地下へ及ぶ地面の凍結	・火山灰の堆積による地形と旧地形の一致点および相違点が不明瞭 ・周辺地における本質的価値の把握（分布調査）が不十分 ・凍結・融解や雨水などの自然要因による、地形や遺構への直接・間接的な影響	・調査成果に基づいた正確な情報の把握と旧地形の復元 ・分布調査の実施による追加指定による保護対策の実施 ・モニタリングによる継続的な観測と、影響評価に基づく対策の実施
	活用	・伐採期を迎えた植林や無計画に生育する灌木類と草木類の繁茂 ・伐採地を急傾斜地に囲まれた舌状台地に立地	・樹根による遺構の破壊や外来種等の繁茂による景観への影響 ・法面の崩落による遺跡崩壊への懸念	・植生調査に基づく管理計画の策定および実施 ・関係する法令等を遵守のうえ、法面の樹木の維持を原則とし、必要に応じて対策を検討 ・指定外への新たな上水道管設置による廃止に向けて管理者に申し入れれる ・ボランティアガイドの育成や体制の強化
	等（史跡地内）	・地域一体に供給される上下水管が蛇跡地内を横断して埋設 ・函館市縄文文化交流センター（一道の駅併設）の建設 ・縄文文化交流センター・史跡大船造跡と一体となった利活用 ・平常時の非公開と年数回程度の遺跡見学会の開催 ・世界文化遺産登録を目指す「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産のひとつ ・外国人観光客の増加	・整備上の支障となる可能性と老朽化による破損が懸念 ・整備後の来訪者の増加への対策 ・縄文文化交流センターのオープン後からの来訪者の伸び悩み ・恒常的な公開が課題 ・史跡や世界遺産登録に向けた周知が不十分 ・世界遺産登録後の急速な来訪者増加によるサービスの限界 ・外国语による案内や情報提供の不足、国際化を見据えた対応	・縄文時代の遺跡管内を横断して埋設 ・縄文文化交流センター（一道の駅併設）の建設 ・縄文文化交流センター・史跡大船造跡と一体となった利活用 ・平常時の非公開と年数回程度の遺跡見学会の開催 ・世界文化遺産登録を目指す「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産のひとつ ・外国人観光客の増加
	整備	・財団・ボランティア団体による縄文文化普及活動の実施 ・現地形で強認できる大規模な盛り土遺構 ・築みで残る堅穴建物跡 ・来訪者に対応すべき施設や園路等が未整備（原則非公開）	・団体構成員の高齢化や人員の減少等による活動の低迷 ・本質的価値を示す調査が不十分 ・早期の公園への要望	・活動の支援や積極的な市民参画による活動の推進 ・長期展望に立った継続的な整備事業の実施と財源の確保 ・本質的価値を正確に把握するための調査研究の実施と表現の工夫 ・外部機関を含めた調査研究の推進と成果を反映した整備の実施 ・整備に支障の無いよう関係機関・部局と調整のうえ所要の手続を実施 ・所管官庁と協議・手続きのうえ、整備に遺漏のないよう実施
	管理運営	・ハイバスから史跡地への接道部分が国有地 ・平地から急斜面に至る起伏に富んだ広大な面積 ・植樹された針葉樹林や庭木、外来植物等が生育 ・伐採後の切株が多数安置	・日常の維持管理（草・伐木・枝払いなど）の負担 ・繩文時代の景観にふさわしくない樹木、草木類や低木の繁茂 ・切株など整備上支障となる可能性が懸念 ・近年に地形改変された土堤や造成地が一部に存在 ・南側には国道278号（ハイバス）、西側には市道が隣接 ・周辺には日向漁港臨港道路の建設計画 ・樹やフェンス等で用われていないオープンな環境	・定期的な植生状況の把握と安全管理上の剪定や伐採などの実施 ・切株による遮蔽および修景 ・整備に際し撤去・造成し、日地形に復するよう基盤整備を実施 ・事業所の協力のもと、植栽による遮蔽および修景 ・事業者による協議のうえ、植栽等による景観対策を実施 ・定期的な巡回による監視体制の徹底と文化財保護の啓発事業を実施

盛り土過構の現況は草木が繁茂する  
今なお観察的に確認できる本  
道跡の主要な遺構である。

史跡は垣ノ島川と旧沢地形に挟  
まれた台地上に位置する。南には  
国道が218号が走り、西端には櫛  
文文化交流センターが隣接する。



## 第4章 基本方針

### 1. 遺跡の価値

北海道の厳しい自然環境下にあって、比較的温暖な海洋性気候にある本市においては、食糧となる豊かな水産資源や交流の要となる地勢に恵まれ、はるか数千年前から縄文文化が栄えていた。この恵まれた自然環境は、水産業に代表される地域の第一次産業を支える資源として現代に引き継がれ、さらに、活発に行われた人的・物的交流は歴史とともに積み重ねられ、今日の経済基盤や未来の函館を形づくる源となっている。

海、山、川の諸要素が凝縮された南茅部地域に位置する史跡垣ノ島遺跡は、地理的環境や気候変動等の自然環境と、縄文人の生活との係わりを顕著に示す良好な遺跡である。また、主要遺構である盛り土遺構は、集落と複合した当時の精神性を示す大規模な土木構築物として、今日なお視覚的に明瞭に確認することができる希有な記念物である。

縄文時代を通じて自然環境の変化に順応し、一つの台地において各時期の集落の選地・変遷がわかる遺跡は他に類例を見ず、北日本を代表する集落遺跡である。

### 2. 前提条件

史跡垣ノ島遺跡の整備は、平成18年3月に策定した『函館市南茅部縄文遺跡群整備構想』にあるとおり、中核的な遺跡の役割を担う縄文文化交流・観光の拠点と位置づけ、隣接する縄文文化交流センターと一体となった“縄文文化交流の拠点として新たな発見と知的好奇心を満足させる”ことを目指す。

史跡垣ノ島遺跡を地域の貴重な財産として適切に保存し、遺跡の持つ本質的価値を正しく伝え、未来へ継承するために保存整備を行うものである。

この度の整備については、遺構の保存を大前提とし遺跡の保護に努めるとともに、早期公開のニーズに対応すべく、これまでの発掘調査の成果から今現在明らかになっている情報をもとに、平成32年度に一般公開を目指すことを第一義とし、本計画においては当面必要と考えられる内容について記すものである。また、本整備後においても本質的な価値の解明のために必要な調査・研究を継続することができるよう配慮する。

### 3. 基本理念

これらを踏まえ、ここでは史跡垣ノ島遺跡および周辺整備の基本理念を以下のように定める。

■ 本質的価値を構成する遺構の確実な保存と価値の顕在化

～貴重な歴史的文化遺産を適切に保護するとともに、後世へ継承する～

■ 自然と共生しながら長期間にわたる定住を支えた環境の保全と再生

～景観との調和を図りながら、自然環境、風土環境の保存と再生をめざす～

■ ひとづくり、まちづくり拠点の形成

～多様なひとびとの交流の場とまちづくりの中核となる拠点づくりをめざす～

## 4. 基本方針

上記の基本理念の下、史跡垣ノ島遺跡の整備・活用に係る基本方針を以下に示す。特に本質的価値の顕在化や市民遺産として地域に貢献できる保存整備を推進するものである。

### ● 史跡の本質的価値を伝え継続的な保存と活用を図る

- ・史跡の本質的価値である遺構や遺物を後世に伝えるため、発掘調査等の成果を踏まえ、各地点の遺構保存状況に応じ、必要な厚さの覆土(保護層)等による確実な保存整備を行う。
- ・発掘調査等各種調査や研究の成果を整備に反映し、これらの情報発信を図る。
- ・史跡内に存在する膨大な情報は一過性の調査や整備に留まるものではなく、情報や技術、社会情勢の変化等に対応しながら将来にわたり継続的な調査・研究と可変性のある整備を行う。
- ・樹根の成長、倒木や斜面の崩落等により地形の改変や遺構に損傷を与えると判断される箇所については、必要に応じ適切な防止策を講じる。

### ● 良好的周辺環境との調和をめざす

- ・永く後世に遺る景観があつてこそ縄文文化が体現できることから、史跡を支える基盤として史跡周辺を取り巻く豊かな自然環境や地形等を保全するとともに、地域の基幹産業や現代生活との調和の両立を図る。
- ・縄文時代を想起できるよう、主要な視点場からの眺望の確保や植栽による周辺の人工構造物等の修景に努め、往時の景観の再生に努める。
- ・盛り土遺構をはじめ、竪穴建物跡の起伏など現況を活かした、遺構や地形の復元、表示等の整備を行うとともに、後世において改変されたと判断できる地形については、復元整備を行う。

### ● 市民遺産として地域に根づいた史跡をめざす

- ・市民、特に地域住民が、整備や管理、活用に積極的に参画し、市民遺産としてアイデンティティや郷土愛を育むことができる整備を行う。
- ・地域の歴史と文化、自然を体感できる拠点として、縄文文化交流センターを中心に地域の文化財資源と一体となる活用に向けたソフト、ハード両面の整備を図る。
- ・縄文文化を通じてスコーレ・ツーリズム(学び観光)や、地域振興・交流人口の拡大に繋がるまちづくりの拠点として魅力ある整備を行う。

### ● ネットワークの構築と地域のシンボル的な空間の創出をめざす

- ・周辺に数多く存在する文化財や観光資源、交通拠点等とのアクセスや情報共有等の情報ネットワークを整備する。
- ・イベント、ワークショップ、歴史体験講座等の開催を通じ、交流の輪を広げ、人的ネットワークを構築する。
- ・函館市を代表する文化拠点、観光拠点と位置付け、また新たな地域づくり(産業振興、観光振興等)に連動する地域のシンボル的な空間となるよう整備する。

## 基本理念

### ■ 本質的価値を構成する遺構の確実な保存と価値の顕在化

～貴重な歴史的文化遺産を適切に保護するとともに後世へ継承する～

### ■ 自然と共生しながら長期間にわたる定住を支えた環境の保全と再生

～景観との調和を図りながら、自然環境、風土環境の保存と再生をめざす～

### ■ ひとづくり、まちづくり拠点の形成

～多様なひとびとの交流の場とまちづくりの中核となる拠点づくりをめざす～

## 基本方針

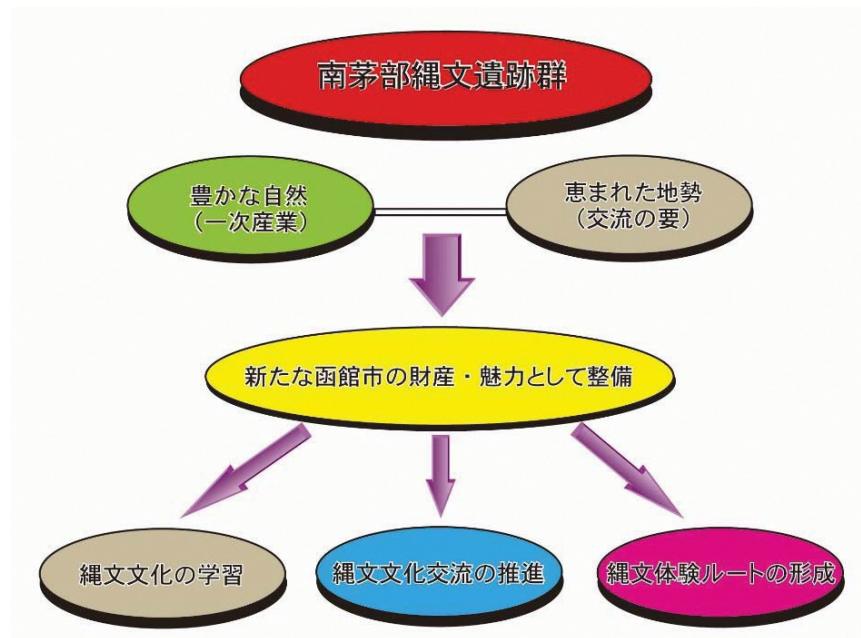
- 史跡の本質的価値を伝え  
継続的な保存と活用を図る

- 良好な周辺環境との調和  
をめざす

- 市民遺産として地域に根づいた史跡をめざす

- ネットワークの構築と地域のシンボル的な空間の創出をめざす

基本理念と基本方針の相関関係



縄文ネットワークのイメージ図

## 第5章 基本計画

### 1. 全体計画および地区区分計画

#### (1) 保存

この度の整備計画は基本方針に基づいて、史跡の本質的価値を損ねることなく遺跡の保存を大きな目的の一つとしている。遺構においては、国内最大級の規模をもつ盛り土遺構を往時の形状に復元し、当時の遺構の跡が窪みで残っている竪穴建物群については、構造物による復元ではなく、台地に残された痕跡をそのまま示すものとする。また、遺跡南側においては昭和4年に降下した火山灰（軽石）が土堤状に集積されている箇所が随所に存在し、整備の際に支障となることから基盤整備としてこれらを除去することで、旧地形に復することとする。また、凍害等の影響を考慮して、寒冷地に適した仕様とする。

#### (2) 活用

活用面においては、景観に配慮しながら整備する遺構を中心に遺跡の本質的価値を見学者に分かり易さとともに、園路や休養便益施設、案内表示等の設置の際にはバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入など利用者の立場に配慮した工夫をするとともに、縄文時代の佇まいを感じる憩いの空間となるよう努める。また、体験学習やイベントなどに利用できる広場を整備し、隣接する縄文文化交流センターと一体となった縄文文化の普及活用に供する空間を目指す。

一方、植栽や除草、本遺跡らしいモニュメントの制作など、可能な限り整備段階から有志や市民参加が可能な整備となるよう努める。

なお、計画予定地は史跡指定地（以下、指定地）全体とするが、本整備に支障の無い範囲ならびに関係法令等により現状変更が困難な場所は、原則現状のまます。また、隣接する周辺の環境整備等については、本計画の上位計画である保存管理計画に基づき対応を検討する。

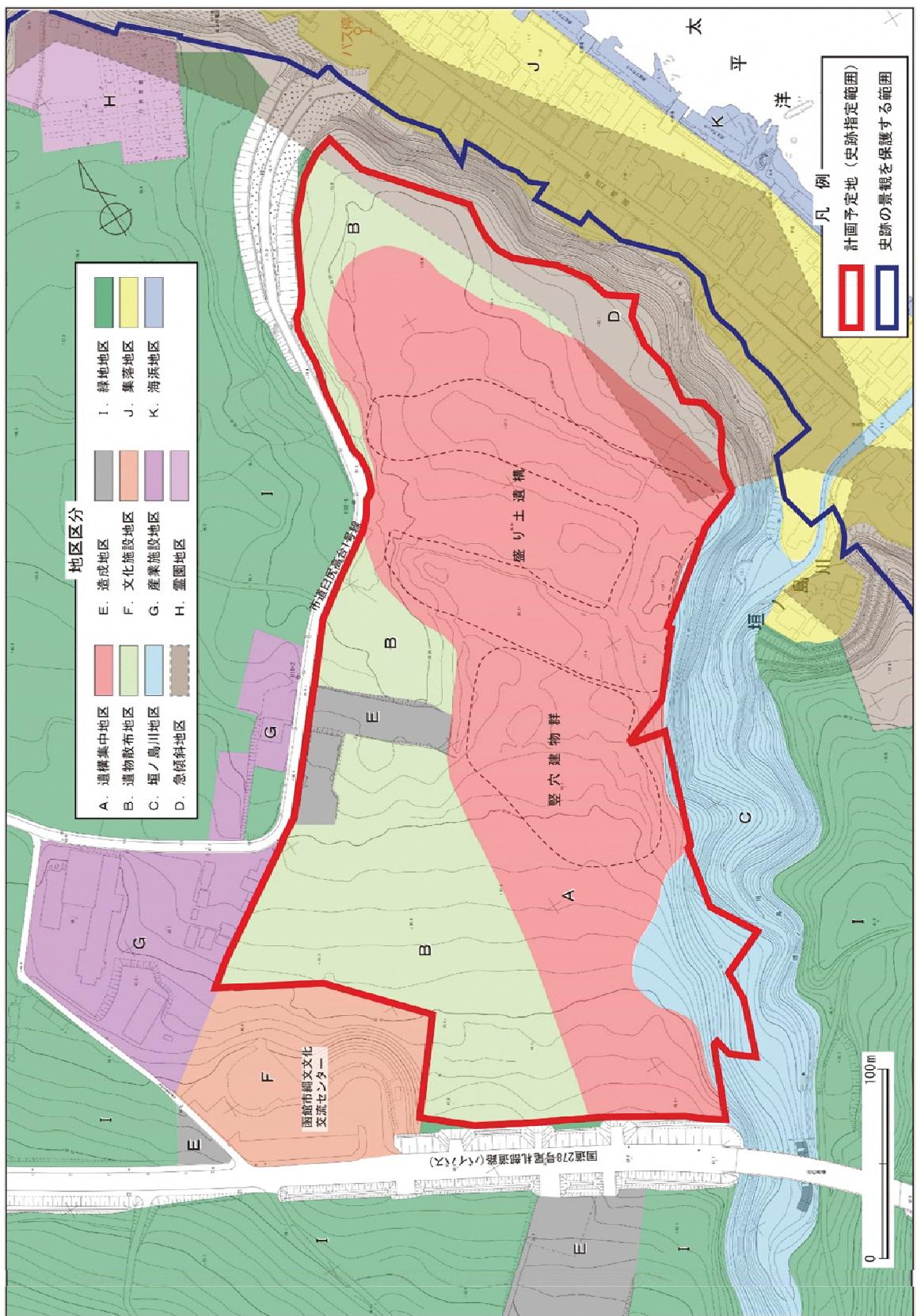
#### (3) 地区区分

指定地および周辺においては、遺構の分布状況、地形や植生等自然条件、また現況土地利用、関係法令、土地所有等社会条件など、地域性を踏まえた差異を示している。そこで特性に応じた地区区分を行いそれぞれの状況を把握したうえで、計画予定地におけるそれぞれの当面の整備方針を設定する。

ここでは、大きく計画予定地である史跡指定地と周辺の指定地外に大別できるが、これらの区分はそれぞれの特性によりいくつかの地区に区分することができる。

## 地区区分概要

大別	地区区分	概要
史跡指定地 (計画予定地)	A. 遺構集中地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛り土遺構をはじめ多数の遺構が集中して確認されている地区。地形は概ね北東から南西方向に高まる緩斜面地である。盛り土遺構や竪穴建物群、配石遺構群など地点により地形的に特徴を示す場所もある。</li> <li>・部分的に昭和4年降下の火山灰(パミス)を土堤状に集積した箇所が点在する。</li> <li>・大部分は樹林伐採後の草地で、部分的に植林した針葉樹や雑木が分布する。</li> </ul>
	B. 遺物散布地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構集中分布地区の周辺に分布する遺構の存在が希薄な地区。</li> <li>・部分的に昭和4年降下の火山灰(パミス)を土堤状に集積した箇所が点在する。</li> <li>・大部分は樹林伐採、畑地跡が草地となっており、部分的に植林した針葉樹や雑木が分布する。</li> </ul>
	C. 垣ノ島川地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡指定地の南側を北東方向に流下する準用河川で、自然のままV字状に切り立った急傾斜地のほか、一部平坦地からなる。指定地の一部を含む。</li> <li>・水量は比較的少なく河床は岩盤となっており、魚影など水生生物はほとんどみられない。</li> <li>・主に植林した針葉樹や雑木林、草地となっている。</li> </ul>
	D. 急傾斜地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡指定地の東から北側にあたり、比高差30m前後の海岸段丘の切り立った崖地で、急傾斜地法による保安林に指定されており、崩落防止網が設置されている。</li> <li>・指定地の一部を含み、植林した針葉樹や雑木、クマザサなどの草本類が分布する。</li> </ul>
	E. 造成地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦後に造成されたもので、指定地内においては西側の一部に小規模な造成地が存在し、指定地周辺においては民有地に複数点在する。</li> </ul>
隣接地区 <small>(史跡の景観を保護する地区)</small>	F. 文化財施設地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地の南西側に隣接して建設された博物館施設である函館市縄文文化交流センターで、道の駅を併設する。</li> <li>・施設は現地表面から約4m盛り土された上に建設され国道278号バイパスに接道している。</li> </ul>
	G. 産業施設地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元の基幹産業である漁業に関連したコンブ乾燥場や水産加工物の倉庫、網置き場として利用されるほか、製材所や材木置き場の倉庫、太陽光発電装置などが史跡西側の隣接地に点在する。</li> </ul>
	H. 犀園地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地北側の市道を挟んだ台地に位置する白尻犀園。</li> </ul>
周辺地区	I. 緑地地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡周辺の多くは、植林した針葉樹や、クリやイタヤカエデなどの二次林、草地などからなり、一部では家庭菜園がある。</li> <li>・大部分は民有地と道有林である。</li> </ul>
	J. 集落地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡東側の海岸段丘下の細長い低地に、国道278号に沿って住宅や漁業関連施設が連なる地区。</li> <li>・段丘崖の比高差が大きく、指定地内からはほとんど見えない。</li> </ul>
	K. 海浜地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太平洋に面し、岩礁と砂浜からなる地区。大部分が護岸や舟揚場などに改変されている。</li> </ul>



## (2) 地区別の整備基本方針

本整備に関わる計画予定地における地区別の整備方針を以下に示す。

大別	地区区分	概要
史跡指定地（計画予定地）	A. 遺構集中地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画においては、盛り土遺構、竪穴建物群の整備を実施する。</li> <li>・遺構の保存とともに調査の成果を踏まえ、それぞれの遺構の特性に合わせた復元や表示などの整備とともに、往時の景観に配慮した植生管理を行う。</li> <li>・盛り土遺構は遺構の保存を前提に、最大規模の旧地形を復元する。</li> <li>・竪穴建物群はオリジナルの窪みを活かし、芝張りなどにより遺構や地形を保存のうえ、周囲を簡易な園路を設けて散策路とする。</li> <li>・竪穴建物群および周辺の針葉樹は、支障のない限り伐採し、遺構を保全する。</li> </ul>
	B. 遺物散布地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構、包含層の保存に配慮しながら導入部分となるエントランスや主要な園路の設置、体験学習やイベントなどを開催するための体験広場などを整備する。</li> <li>・指定地境界においては、景観に配慮した植栽・伐採を実施する。</li> <li>・火山灰の土堤はできる限り除去し、旧地形の復元を行う。</li> <li>・上記以外の部分は現状維持とする。</li> </ul>
	C. 垣ノ島川地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則的には法面の保護を目的に現状維持とする。</li> <li>・急斜面が多いことから、遺跡の保全や来訪者への安全に必要な場合には対策を検討する。</li> </ul>
	D. 急傾斜地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地法による現状変更の制限があるため、原則的には現状維持とする。</li> <li>・崩落防止網や保安林の安全性や破損等に懸念がある場合には、周辺住民の安全とともに史跡の保全に配慮した対策を検討する。</li> <li>・対策が必要な箇所については、関係機関と協議、調整する。</li> </ul>
	E. 造成地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡の保存や景観に重大な影響は無く、整備上有効な箇所には便益施設の設置等の整備に利用する。</li> <li>・市道隣接地については、撤去のうえ旧地形の復元を行うとともに周辺景観を遮蔽するための植栽を行い、景観保全に努める。</li> </ul>

## 2. 遺構保存に関する計画

本遺跡の整備は、遺跡の規模や内容を勘案して一時期に包括的な整備を実施するのではなく、調査・研究を継続的・断続的に実施しながら得られた成果を踏まえるとともに、社会環境の変化やニーズを踏まえた施設・遺構等の整備を複数次にわたり長期的に取り組むことが必要である。

しかしながら、市民の縄文文化に対する関心は年々高まりを見せており、現状は未整備のため市民や隣接する縄文文化交流センター利用者からは本史跡の公開・活用を望む声も多い。そのため、盛り土遺構や埋まりきらない竪穴建物跡など、現況で視覚的に捉えられる遺構については比較的短期間での整備が可能であることから、当面はそれら遺構の保存を大前提とし、その中で史跡を公開する環境を整えることを第一義とした整備を実施する。

本計画で対象とするのは大規模な盛り土遺構、竪穴建物跡の窪みで、現地形および比較的浅い深度から遺構の存在を示すことができるものである。これらの遺構は縄文時代当時の旧地形を再現するため一定程度の盛り土により旧地形を復元することにより、適正に遺構の保存を図るとともに、盛り土遺構の起伏や竪穴建物跡の窪地など当時の大規模な遺構を体感できるよう露出展示するものとし、遺構の保存と本質的価値の表現とを両立することを基本とする。

(詳細については、別記「4. 地形造成に関する計画」参照)

### 3. 動線計画

現在、計画予定地には遺跡南側の国道278号バイパスと、東側の海岸線沿いの現国道278号を起点として、遺跡の西側に隣接する市道からアクセスする形となっている。

以下では、動線を目的および利用者ごとに区分して示す。

#### (1) 来跡動線

- 自家用車や大型バス等を利用した場合の導入口となるバイパスおよび道の駅、縄文文化交流センターの主要箇所には、認知・誘導のための道標等を設置する。
- 現国道から遺跡に隣接する市道は幅員が狭くかつ急坂であり、また地元住民の自動車や徒歩等での利用もあることから、安全対策を講じる必要性がある。
- 周辺道路については道路管理者と調整のうえ、景観に配慮した安全施設(柵・ガードレール等)の設置を検討する。

#### (2) 見学動線

- 利便性及び一体となった利活用を促進するために、隣接する縄文文化交流センター(道の駅)周辺にエントランスを設けることが効果的である。
  - 唯一の公共交通機関である路線バスの利用者を考慮し、市道側からもアクセスできる出入り口スペースを確保し、案内板等のサインを設ける。
  - 史跡内の園路は、歩行者の通行に支障の無い幅員と地下遺構等に影響を与えないことを基本とし、仕様は耐凍害性で自然色とする。
  - 高齢者等の見学を考慮し、エントランスから一定区間はバリアフリー対応とし、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」【改訂版】に基づき園路を設置する。
- (参考：幅は180cm(一部120cm)以上、縦断勾配は5%(一部8%)以下など)

#### (3) 管理動線

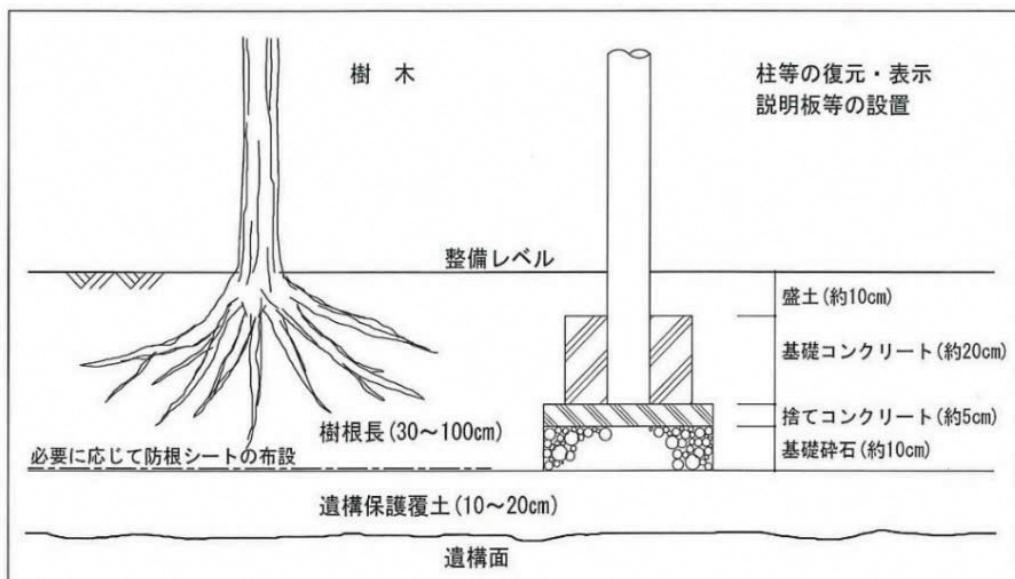
- 日常の維持管理やイベント時等の器材搬出路として、バイパスや市道側からアクセスする、車両の運行が可能な各ゾーンへ繋がる管理用ゲートを設置する。
- 事故等の緊急時を想定し、小型車両が通行可能な幅員・強度を確保するため舗装道路とする。また強度を保ちつつも、素材、色調といった仕様は景観に十分配慮したものとする。

#### 4. 地形造成に関する計画

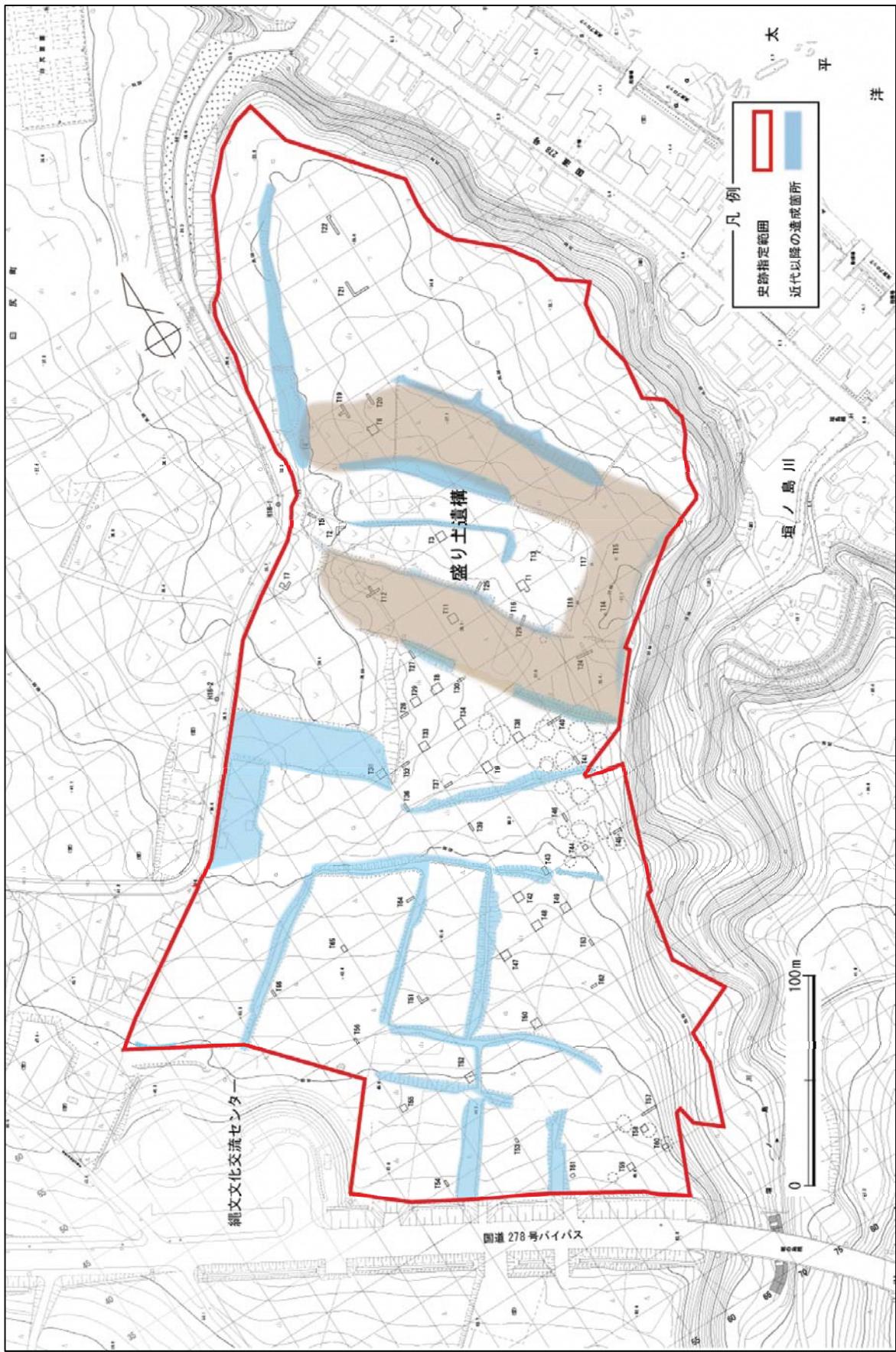
貴重な地下遺構が残る史跡指定地の造成および排水は、以下のとおりとする。

##### (1) 造成計画

- 史跡指定地は、発掘調査がなされていない箇所もあるが、これまでの発掘調査等による遺構レベルを基に整備レベルを決定するものとする。
- エントランスや広場をはじめ遺跡全体においては、近年の土地利用に起因する火山灰の集積など後世の地形改変の痕跡は除去し、往時の地形と違和感が生じないよう配慮する。
- 盛り土遺構については、遺構レベルの確認成果を踏まえ、可能な限り、往時の地形の復元に努める。
- 造成工事に際しては、遺構の保存を前提とし、また整備施設の基礎厚や植栽の樹根長ならびに凍結深度等を考慮し、遺構面を必要な厚さで覆土することを原則とする。
- 史跡指定地周辺の道路等とのすり付けは、段差がつく場合には自然なかたちで法面を形成し、違和感のないものとする。
- 造成は、整備後の雨水や地下水等の排水を考慮し、また、必要に応じて土壤改良を行うなど、整備後の維持管理にも考慮したものとする。



遺構面保護のための保護層の考え方



史跡地内の造成箇所

## (2) 排水計画

- 近年の台風や集中豪雨等の異常気象も考慮し、浸水や浸食による地形や遺構に与える影響を最小限にする。
- 往時の地形復元を目指した造成レベルに従った雨水排水系統とする。
- 整備地縁辺の側溝など新たな雨水排水施設は設けないことを基本とする。そのため整備後の雨水排水係数に極力変化を与えないような舗装、仕様、植栽等を選定する。
- 河川や小沢等を自然の水路として活用する一方、既存の側溝等を排水路に使用する場合においては、整備後の変化に対応すべく、補強し活用する等の策を講じる。
- 施設等整備建物の屋根排水は樋を設け、最寄りの水路に放流する。

## 5. 遺構の表現に関する計画

対象とするのは、大規模な盛り土遺構および埋まりきらない竪穴建物跡の窪みである。遺構の保存を大前提とし、竪穴建物など復元構造物による整備ではなく、現地形で視覚的に捉えられる遺構の特徴を活かし、その存在を顕在的に示すことを目指すものである。遺構自体には触れず保護層により旧地形を復元することで、遺構の保存と公開環境の整備の両立を図る。

### (1) 盛り土遺構

遺跡の中央やや海岸よりに位置し、概ね長さ 190m、幅 120m を測る本遺跡の主要遺構である。3 条の土堤状の盛り土がコの字に配置されており、盛り土に囲まれた中央部は広範囲な削平・整地を受け、ここから盛り土の上面までの比高差は約 2m を測る。遺構の中心軸上には周囲より盛り上がった「(仮称) 小丘地点」とその周囲には夥しい数の竪穴建物跡、盛り土が形成されていない開口部側には土坑群の存在が確認されている。また、盛り土同士の接点には人為的に削平され通路と考えられる構造がみられ、遺構全体が集落に伴って計画的に造築された可能性が窺える記念物である。

これまでの調査によって、現在の地形は近代以降の畑の耕作等により部分的に改変を受けながらも、概ね旧地形は良好に保存されていることを確認している。

#### [整備手法]

- ①縄文時代当時の旧地形を復元すること。近代以降に改変された盛り土の除去と削平された箇所の復元を行う。
- ②遺構全体を盛り土によって被覆して保全するとともに、遺構の維持管理のための芝張り等を行う。その際には盛り土と盛り土に囲まれた内側(中央部)の違いを視覚的に捉えられるように工夫する。
- ③遺構の表現に必要な箇所には、遺構の保存、景観および将来的な調査や整備等の計画を考慮したうえで、支障のない仕様・位置で、説明板を設置する。
- ④将来的には、調査成果を踏まえたうえで、遺物の出土状況を再現するなど、追加整備を行い、往時の景観復元を試みる。また遺構のスケール感を実感できるよう視点場の設置を検討する。



盛り土遺構 現況

## (2) 壇穴建物群

遺跡のほぼ中央のエリアには、各時期の壇穴建物が数多く分布していることがこれまでの調査で判明しており、縄文時代中期の壇穴建物を中心に埋まりきらない状態で大小多数の窪みとして存在する。当該期のこうした壇穴の遺存状態は、北海道南部においては極めて珍しいものであり、建物の復元展示するのではなく地表面から地下遺構の在り方を示すこととする。こうした手法は、壇穴建物の復元や再現を主体とした大船遺跡の整備とは明瞭に区別することができ、それぞれの遺跡や整備の特性を見学者に示すことが期待できる。

### [整備手法]

- ①植林された針葉樹は伐採し、整備に支障の無い二次林は草本類の繁茂の抑制や縄文の景観の一助となることから現状のままとする。
- ②窪みは現状を活かした表現とするが、遺構の保存に必要な場合には、芝張り等の導入を検討し対応する。
- ③遺構の保存に加え、景観に調和したチップ舗装など、可変性のある園路を整備して見学者の散策路とする。
- ④遺構の表現に必要な箇所には、遺構の保存、景観および将来的な調査や整備等の計画を考慮して、支障のない仕様・位置で説明板を設置する。



雪融け期の壇穴建物群の窪み 現況

## 6. 植生管理および植栽による修景に関する計画

### (1) 基本方針

史跡指定地内を計画対象とし、計画地内における主要な視点場からの縄文時代の景観、併まいを再現することを主眼とした計画とする。植栽および修景は、良好な公開環境を整えるうえで重要であり、実施にあたってはそれぞれの目的性を明確にした地区区分を行い、周辺環境や主要整備ゾーンとの調和を図りながら、地区毎に応じて既存木の伐採や、樹種・樹高などグラデーションを有する植栽とし、各種調査成果等を踏まえ、古植生の復元を目指すものとする。

また、本整備にあたっては森林法等関係法令を遵守することとし、所管する部署・機関との連絡調整や指導事項に留意する。

### (2) 伐採・植栽の基本的な考え方

本計画における樹林の扱いについて、基本的な考え方を次のとおりとする。

#### ア. 伐採

- 樹根などが遺跡・遺構等に悪影響を及ぼすとみられるもの
- 植林されたスギやトドマツなどの針葉樹
- 庭木等の生育のために植林され、縄文時代に本地域に存在しないとみられるもの

- 立ち枯れ、倒木等のおそれがあり安全上支障があるもの
  - 整備に際してゾーニングや景観上支障をきたすとみられるもの
  - 将来の維持管理に支障をきたすもの
- なお、伐採においては地下遺構の破損に繋がらないよう抜根は行わないこととする。

#### イ. 植栽

- 本地域において縄文時代当時に生育していたもの（別記「（6）導入候補樹種」参照）
  - 植栽にあたり、景観等を配慮しつつ見学環境を良好なものとするため、適所に苗木、成木等を植栽する。
  - 植栽にあたっては樹林の成長後の樹根が地下遺構に影響がないよう配慮し、必要に応じて防根処理や盛り土等の対策を行うこととする。
- なお、各地区においては、それぞれの目的に応じて既に生育している落葉樹等で、遺構の保全や整備、維持管理に支障のないものや修景・景観等にとって有効と考えられるものなどは現状維持とする。

### （3）地区区分

#### ア. 修景地区

史跡指定地西側から南側の外周にあたる地区。周辺の道路や建築物を遮蔽し、修景することを目的とする。

#### イ. 縄文の森地区

縄文時代の景観を再現し、遺構整備との調和を図りながら往時の佇まいを想起させることを目的とする。

#### ウ. 二次林保全地区

現在自生する落葉樹などの二次林を現状で保全するとともに、海浜部への眺望や遺構整備との景観の調和を図ることを目的とする。

#### エ. 海岸部急傾斜地保全地区

急傾斜地法により伐採が規制されている地区。急傾斜地の崩落防止を目的とする。

#### オ. 垣ノ島川急傾斜地区

垣ノ島川に面した切り立った急斜面を中心とした地区。法面の崩落防止を目的とする。

### （4）地区別植栽計画

植栽の地区区分における各地区の位置づけを考慮し、各地区に応じた植栽を施し、全体的に導入する樹種は地域の在来種、固有種を基本とする。また本整備後における維持管理や、将来的な発掘調査や整備に支障が出ないこと、体験学習等への活用や維持管理を考慮した植栽地点や樹種の工夫をする。

#### **ア. 修景地区**

- 指定地内の主要な視点場からの周辺景観への眺望ならびに、縄文文化交流センターや国道278号バイパスなど隣接地から史跡への眺望に配慮する。
- 植樹をはじめ、下草刈り、芝刈りなど日常管理についても、児童生徒や市民参加により実施する体制を構築する。
- 縄文時代当時の植生を基本とし、高木と低木のバランスをとりながら植栽する。
- 部分的にスギやトドマツなどの植林がみられ基本的には伐採の対象とするが、周辺への景観等を配慮して段階的に実施するなどの配慮をする。
- 休養便益施設周辺においては、史跡内外の主要な視点場からの眺望に影響が無いよう高木類を中心とした植栽とする。

#### **イ. 縄文の森地区**

- 縄文時代当時の植生を基本に植栽を進めるとともに、既存の落葉広葉樹は残し、また実生木等の成長を促し自然な形での森林形成に努める。一方、本地区の針葉樹や庭木などの植林木は伐採を基本とする。
- 植栽の基本は本地区の周囲を主体に行い、遺構が密集している箇所は避けることとする。ただし、整備する園路沿いには見学者の動線誘導のための植栽を検討する。
- 本地区には遺構が多数存在するため、これらに対する樹根の影響を考慮し、必要に応じて防根処理を行う。また、眺望や周辺構造物等の遮蔽等も十分に考慮する。

#### **ウ. 二次林保全地区**

- 基本的には、既存の落葉樹は現状維持とし針葉樹は伐採の対象とするが、樹木の生育状況等の経過観察を行いながら景観や眺望に配慮して伐採、枝払いなどを実施する。

#### **エ. 海岸部急傾斜地保全地区**

- 急傾斜地法による現状変更の制限が設けられているため基本的に現状維持とするが、樹木の倒木や枯損木など安全上の対策が必要な場合には、景観への配慮も含め関係機関と調整し、史跡や樹林地の保全を図る。

#### **オ. 垣ノ島川急傾斜地区**

- 隣接する民有地を含め当該急斜面には植林された針葉樹が多いが、法面崩落を防止するためにも基本的には現状維持とする。ただし、斜面の崩落、樹木の倒木や枯損木などの影響により安全上の対策が必要な場合には、景観への配慮も含め関係機関、土地所有者等と調整し、史跡や樹林地の保全を図る。

### **(5) 植生管理**

基本的に管理者である函館市が実施するが、縄文文化への普及や学習効果を踏まえた市民参加型の管理体制や事業の推進を図る。また、整備後においても植物観察や有用植物を利用したワークショップ、環境学習など多様な場面での利活用ができるものである。

○植樹をはじめ、下草刈り、芝刈りなど日常管理についても、児童生徒や市民参加により実施する体制を構築する。

○草本については、樹木を植栽してから自然に生育する様子を観察しながら、順次帰化植物を取り除く手法、また、伐採エリアを設けて火入れを行い、自然に育成させるなど、長期的な観察に基づく植生復元を行う。



植栽計画における地区区分図

#### (6) 導入候補樹種

各地区の導入候補樹種は、南茅部縄文遺跡群における植物遺体の調査結果や史跡大船遺跡での整備およびその後の生育状況等を参考として、往時の植生にみられるものを導入することを検討する。導入候補は以下のとおりとする。

区分	樹種
木 本	トドマツ、エゾマツ、ヤマナラシ、オニグルミ、アカシデ、ハシバミ、シラカバ、ハンノキ、ブナ、ミズナラ、カシワ、クリ、ヤマグワ、コブシ、オオヤマザクラ、ナナカマド、キハダ、サンショウ、ヤマウルシ、マユミ、ツルウメモドキ、イタヤカエデ、ヤマモミジ、トチノキ、ヤマブドウ、シナノキ、マタタビ、サルナシ、エゾウコギ、ヤチダモ、ガマズミ等
草 本	ヒエ、バイケイソウ、オオウバユリ、ギョウジャニンニク、エゾネギ、エゾニワトコ、アカソ、オオバコ等

## 7. 案内・解説施設に関する計画

計画予定地において、これまでの調査成果に基づき、史跡に関する情報や各種遺構の解説等の正しい歴史認識を伝達し情報提供するため、以下に示す施設を整備する。

### (1) 案内板、模型、標石等

- 計画地全体の施設配置や内容等を総合的に示す案内板を設置する。
- 遺跡の概要を理解しやすいように、エントランス部分に全天候型の模型を設置する。
- 史跡を示す標石とともに、史跡をイメージできる親しみあるモニュメントの設置を検討する。

### (2) 説明板、名称板等

- エントランス部分には遺跡の本質的価値や概要を示す説明板に加え、史跡地全体を示す模型を設置する。
- 盛り土遺構については、規模や独特の構造等を示す説明板を設置する。
- 竪穴建物群については、長期にわたる拠点集落の根拠となる各期の竪穴建物跡を示す説明板を設置する。
- 上記の遺跡や遺構の解説に加え、計画地内に生息する動植物など自然環境を解説する説明板を設置する。また、景観と利用者の利便性の調和を考慮した意匠とする。
- 近年利用者が増加傾向にあり、また情報の更新が容易なIT技術の導入など、多様なニーズに対応できるよう、より高精度かつ多様なガイダンス手法も検討する。
- 埋まりきらず窪みで残る竪穴建物跡など、適所に名称板のサインを設置する。
- 外国人利用者向けに英語など多言語による解説文や、ユニバーサルデザインの導入など、利用者にとってできる限り分かりやすい表示を行う。
- 本遺跡の出土遺物等をモチーフに、遺跡を象徴するようなデザインのサインを作成し各所で使用することで、遺跡の普及啓発に供する。

## 8. 管理施設および便益施設に関する計画

計画予定地において、来訪者の快適性、便益性、安全性の向上を図るため、以下に示す施設を整備する。

### (1) 多目的スペース

- 身体の不自由な人などへの利便性や緊急車両および史跡管理用車両などを考慮して、史跡西側の市道に接し、主要な見学ルートにも比較的容易にアクセス可能である史跡のほぼ中央部に、駐車も可能なスペースを確保する。  
なお、一般車両については、当面は隣接する道の駅を併設した縄文文化交流センター駐車場を利用する。

### (2) トイレ・管理棟

- 当面利用できるものとして、見学者の利便性や史跡の維持管理を考慮して、多目的スペ

ース内に設置する。

- 史跡の管理等に必要なスペースを設けた管理棟を兼ねるものとする。外観や材質、構造は景観に十分配慮し、例えば間伐材を利用したログハウス風にするなど、縄文の風景と調和する仕様とし、周囲には植栽による修景を行う。

#### (3) 四阿（あずまや）、ベンチ・スツール等

- 見学者の利便性や安全性、地下構造への影響や景観を考慮し、園路沿いや広場周辺を中心に将来的な調査や整備等に支障の無い適所に設置する。
- 四阿は竪穴建物風など縄文の風景を想起させる仕様とし、ベンチ・スツールは遺構整備ゾーンへの設置も検討する。材質はいずれも木材を用い、間伐材の利用も検討する。

#### (4) 照明灯、柵、ゲート、車止め等

- 見学者および周辺住民の安全性や防犯対策として、照明灯は主に市道沿いや、見学動線となるエントランスから園路に沿って設置する。
- 照明灯は、管理の容易さや環境へ配慮した仕様とし、また縄文遺跡に調和した意匠を検討する。
- 柵、ゲートおよび車止めは、外部からアクセス可能な現有道路に接する適所に設置する。

### 9. 公開・活用およびそのための施設に関する計画

計画予定地において、体験学習やイベント等を通じ遺跡の活用促進の向上を図るため、以下に示す施設を整備する。

#### (1) エントランス

- 国道278号バイパスに接し、案内・解説等の諸施設を設置し、見学者の導入部分とする。
- 団体利用も想定したうえで、必要なスペースを確保する。

#### (2) 体験・広場

- 遺跡への入口部にあたる縄文文化交流センター付近に草地広場を整備し、縄文体験学習やイベントなど多様な利活用を図るスペースを設ける。
- 利活用や維持管理に必要な資材等を収納するための倉庫を複数設置する。また、隣接する縄文文化交流センターからの眺望も考慮し、外観や材質、構造は景観に十分配慮し、竪穴建物風にするなど、縄文の風景を想起させる仕様を検討する。

#### (3) 園路

- 一般見学者の利用とともに、史跡を管理するうえで必要な軽車両等の利用を前提とした地域性を考慮し耐凍害性で、かつ景観に即した仕様・材料を用いた園路を整備する。
- 竪穴建物群（縄文の森）の中には、往時の佇まいを想起させるような散策路として、遺構への負担を緩和し、可変性のある仕様・材料を用いた園路を整備する。
- 園路沿いには、未整備箇所への立入を防ぐよう、植栽による誘導を検討する。

(詳細については、別記「3. 動線計画」参照)

#### (4) 案内板、注意板、道標等

○動線を明確に示すため、園路の分岐点や立入禁止の未整備箇所、危険箇所など適所に案内板、注意板、道標等を設置する。

#### (5) 電気、水道設備

○史跡の管理や活用等への利便性を目的として、体験・広場スペースや管理棟などには屋外での仕様も想定した電源および水道設備を設置する。

### 10. 周辺地域の環境保全に関する計画

史跡指定地内は文化財保護法によって厳格に保護されているが、周辺地域については同法のほかに下記の関係法令による現状変更等の規制の対象になっている。また、保存管理計画においては、史跡指定地と史跡周辺の二つの地区区分を定め、それぞれ管理を行うこととしており、良好な環境や景観の維持、向上を目指している。

○I 地区：史跡指定地を対象とした範囲

○II 地区：史跡の景観を保護する範囲

現在、史跡および周辺において現状変更等に規制・制限等が関わる法令等は、次のとおりである。

#### (1) 文化財保護法

I 地区とした史跡指定地内は文化財保護法第 125 条によって厳格に保護されている。また、II 地区を含む史跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地においては、同法第 93 条が適用される。

#### (2) 関係法令

##### ア. 都市計画法

史跡指定地を含む周辺地域は、都市計画法における無指定地域である。

##### イ. 景観法・函館市都市景観条例

景観法は、良好な景観の保全や形成を目的として制定されたもので、本市は同法に基づく景観行政団体となっており、函館市都市景観条例を制定し、市全域を景観計画区域に定めている。

I 地区およびII 地区は条例において、都市景観形成地域以外の景観計画区域に位置付けられ、良好な景観形成に影響を与えるような一定以上の規模となる建築物・工作物などの設置行為に対しては届出が必要となっている。

○法第 16 条（景観計画区域内における届出等）

○条例第 22 条（都市景観形成地域以外の景観計画区域内における行為の届出）

#### **ウ. 屋外広告物法、函館市屋外広告物条例**

良好な景観や風致の維持、交通の安全や市民生活の安全を図ることを目的としており、I 地区およびII 地区においてはそれぞれ屋外広告物の設置に制限が設けられており、申請手続きを要する。

- 条例第 6 条第 1 項（制限地域内における屋外広告物等の設置に関する許可等）

#### **エ. 森林法**

森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、国土の保全や国民経済の発展に資することを目的としたもので、指定地内および周辺地域には同法に基づく林班が設定されている。

史跡指定地内を含む周辺地域の一部は急傾斜地においては土砂崩壊防備保安林に指定されており、伐採などの現状変更等が規制されており、林班に指定されている森林についても所定の申請手続きが必要である。

- 第 5 条（地域森林計画対象民有林）
- 第 10 条の 2（開発行為の許可）
- 第 10 条の 8（伐採及び伐採後の造林届出）

#### **オ. 急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）**

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを目的としたもので、史跡指定地の一部を含む北東側の海岸段丘崖は、同法における急傾斜地に指定されており、崩落による災害を誘発するおそれのある有害な行為が規制されている。

- 法第 7 条（有害な行為〔切土、掘削、盛り土〕の制限）

#### **カ. 河川法・函館市普通河川管理条例**

河川の災害発生防止や環境の保全、適正な利用や整備等を目的としたものである。史跡指定地の東側を流れる垣ノ島川は函館市が管理する準用河川に指定されており、治水に関する制限がある。河川の開発行為や砂利の採取などの現状変更に制限がある。

- 準用河川：法第 25 条（土石の採取）
  - ：法第 26 条（工作物等の新築等）
  - ：法第 27 条（土地の掘削等）
- 普通河川：同上及び条例第 10 号  
(土石の採取、工作物の設置、掘削、盛り土、切土等形状変更など)

#### **キ. 道路法**

交通網の整備や発展を目的としたもので、その対象となる道路としては、国道 278 号および指定地西側に隣接する市道臼尻東海線をはじめ、市道臼尻靈園線が同法の適用となるもので、道路管理者以外の者の行う工事・占有などの許可を要する。

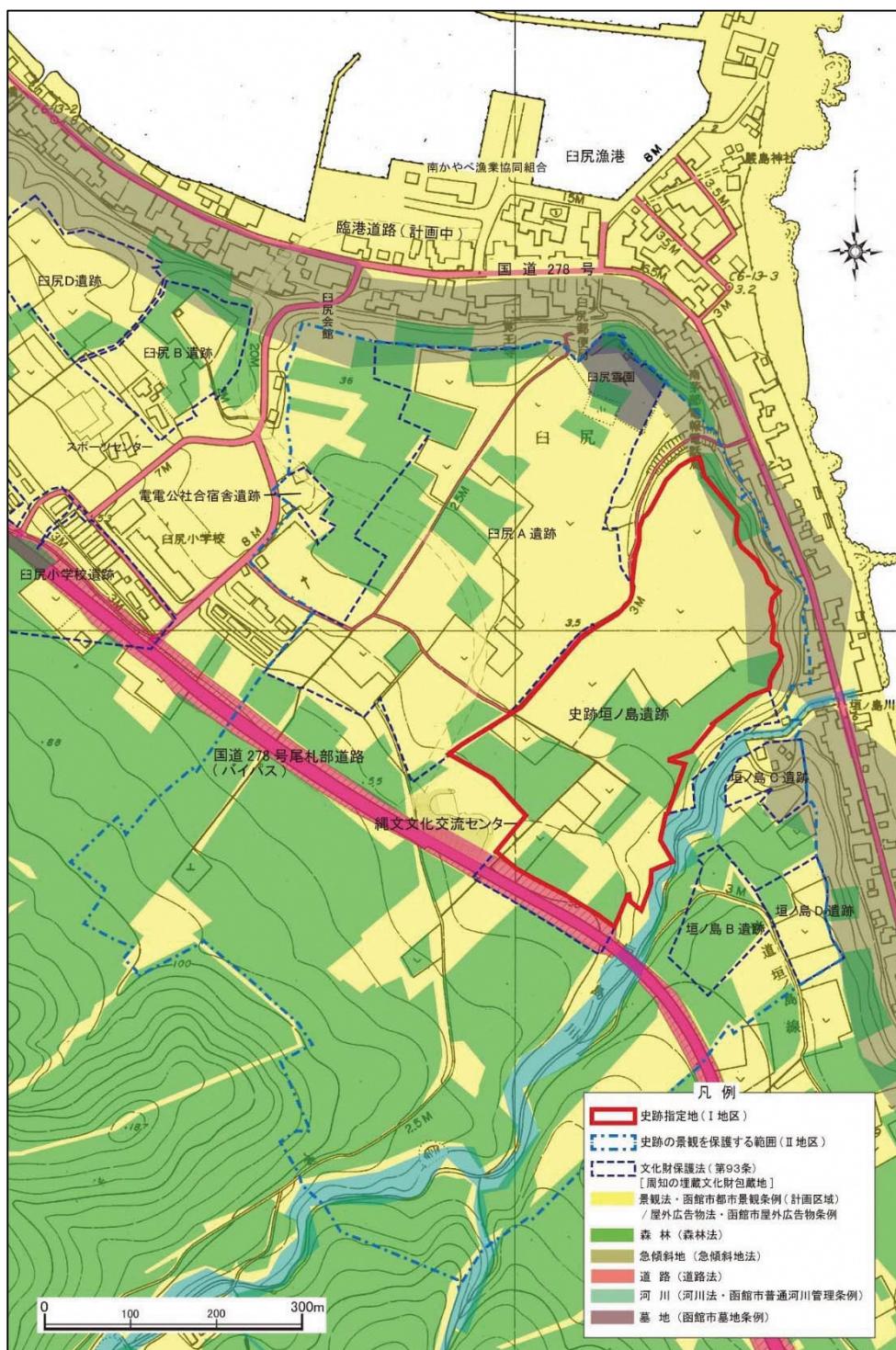
- 法第 24 条（工事設計及び実施計画の承認）
- 法第 32 条（占有の許可）

## ク. 函館市墓地条例

II地区には、同条例が適用される臼尻霊園があり、区画数の制限や同地内における使用には許可を要する。

○条例第8条（墓地等における現状変更に係る使用許可）

以上の法規制を図に示すと、次のとおりである。



## 1 1. 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

津軽海峡と太平洋に面する函館市は、古くから文化・交通の要衝として栄え、北海道の南の玄関口として多くの人・物・文化が往来していた。それはすでに縄文時代から活発に行われており、発掘調査による出土品や自然科学的分析の結果から証明されている。そのような歴史的背景をベースに、ヒスイやアスファルト塊、黒曜石など、縄文時代の人々が交易を行った道、いわゆる『縄文の道』を追体験するため、新たな縄文体験ルートを創出するものである。

加えて遺跡の所在する南茅部地域は、豊かな海の恩恵を受け今も漁業を生業とし、漁でにぎわう前浜やサケの遡上する川、自然に湧出する温泉など、縄文のイメージを想起させる多くの要素が存在している。これらを自然に育まれた縄文文化をキーワードとして連携することで、歴史や文化財のみならず自然環境や食文化など地域に広がる特色ある資源を活用した個性豊かな地域づくりを推進する。また、これらの地域がネットワークを構築することによって、観光ルートとしての魅力を高め、いっそうの観光振興を推進する。

- (例) ○自然と景勝地：大沼、間歇泉、大船温泉、黒鷲岬、古部の滝、恵山、函館山  
○縄文から続縄文へ：函館空港遺跡群、戸井貝塚、恵山貝塚  
「北海道・北東北の縄文遺跡群」  
○噴火湾ルート：国史跡の縄文遺跡群（南茅部縄文遺跡群、森町史跡鷲ノ木遺跡、洞爺湖町史跡入江高砂貝塚、伊達市史跡北黄金貝塚）  
○津軽海峡ルート：渡島半島と北東北地域に拡がる円筒土器文化圏  
(特別史跡三内丸山遺跡、特別史跡大湯環状列石他)

## 1 2. 整備事業に必要となる調査等に関する計画

### (1) 発掘調査

先史時代遺跡においては、特に発掘調査の重要性は高く、その成果こそが遺跡の本質的価値の解明につながる。

本遺跡においては、これまで遺跡の保存を前提に詳細分布調査を行い、主たる構成要素である盛り土遺構をはじめ各時期の集落の変遷などが明らかになっている。史跡指定後の調査では、盛り土遺構の全体規模・範囲を確認し、それを基に整備事業に向かうものである。

整備の設計に際してより正確を期するためのデータを得るために必要な場合には、発掘調査を実施する。また整備工事において地下遺構に影響の無いよう配慮するのはもちろんであるが、必要な場合には遺構確認のための発掘調査を実施し、遺構の保存に万全を期す。

加えて発掘調査の成果は、現地説明会を開催するなど積極的な普及啓発を図る。

### (2) 環境調査

花粉分析や安定同位体分析、放射性炭素年代測定などの理化学的分析は、当時の生活や古環境を知る上で有効な手段であり、そのデータは整備においても重要である。今後も必要な場合には、過去の発掘調査で採取した試料を含め、適切に試料を採取・選別し、分析を行う。

また本計画においては、伐採・植栽による往時の植生復元や修景など、植生管理の占めるウエイトは大きいため、現状の植生調査を行い、その結果を基に適正に植生管理し、日常の

維持管理に努める。

加えて整備においては、土地造成や構造物の設置を行うことから、地盤や水脈など地下の状況を把握するためボーリング調査を実施する。さらに設計や活用に資する際に必要な測量調査を実施して正確な地形図を作成するなど、多角的な各種調査の実施を検討する。

## 13. 公開・活用に関する計画

### (1) 内容

#### ア. 縄文文化の学習

##### ○縄文体験講座の展開

土器づくりや釣針づくりなど、様々な縄文体験講座を通じて縄文時代の技術や精神性を伝えるとともに、地域の貴重な歴史的財産である縄文文化の学習と普及を推進する。

##### ○市民参加の推進

縄文遺跡を活用した地域づくりにおいて、最も大切なことは、縄文文化を地域の財産として捉え、自らが普及活動などの市民活動に積極的に参加しようとする意識と力を育むことである。そのため、ボランティア組織の育成を行い、遺跡ガイドや普及活動、史跡の維持管理等において、多くの市民や児童・生徒が参加できる環境づくりを推進し、見学者に対するホスピタリティの充実を図る。

#### イ. 縄文文化交流の推進

##### ○民間団体の交流を促進

道内外においては、地元の縄文遺跡を守り普及を図っている民間団体があり、縄文文化を活用した地域づくりの基礎となる活動を行っている。特に、南茅部地域の「北の縄文CLUB」は、青森県の三内丸山応援隊など北東北3県の民間団体と連携を深め、共通のイベントなどを開催していることから、今後も民間レベルの交流活動を一層促進するとともに、地域に根ざした、縄文文化交流を図る。

##### ○北の縄文文化回廊づくりとの連携

平成15年9月に開催された北海道・北東北道県知事サミットにおいて、「北の縄文文化回廊づくり」が合意された。これは、縄文文化の価値を地域の財産として見直し、地域間交流や情報発信を行いながら魅力ある地域づくりを推進するとともに、世界遺産の登録も視野に入れたプログラムで、サミットに向けて北海道知事が南茅部縄文遺跡群を視察し、地元の関係者や民間団体と意見交換を行っている。縄文遺跡群の活用にあたっては、こうした広域プロジェクトとの連携を図りながら交流活動を一層推進する。

### (2) 事業効果

#### ア. 教育的な効果

各種縄文体験講座や自然観察などの環境学習を通じ、今世紀の社会が求めている循環・再生の精神を学ぶとともに、地域の基盤となるいきいきとしたコミュニティの形成を醸成し、次世代につながる生涯学習の推進を図る。

## イ. 経済的な効果

南茅部縄文遺跡群を有効に整備・活用することは、函館の新たな観光資源を創出することにつながる。また、フォーラムの開催やコンベンション誘致による経済効果、さらに史跡整備や発掘調査による地域経済への波及効果は大きいものと考えられる。

## 14. 管理・運営に関する計画

### (1) 体制

- 史跡の保存管理については、所有者である函館市が行う。
- 史跡の日常管理および来訪者対応等については、指定管理者制度および市民ボランティア等により実施することを検討する。
- 史跡周辺の保存管理については、函館市と関連機関および土地所有者等などが連携しながら行うものとする。

### (2) 実施

- 保存管理にあたっては、「史跡垣ノ島遺跡保存管理計画」に基づいて行うものとする。なお、実施にあたっては各種関係法令と調整を図る。
- 函館市と史跡周辺の土地所有者とは常に密に連絡をとり、保存管理にあたるなど、関係者と必要な調整を行ったうえで実施する。
- 専門的知見をもつ有識者による指導体制を設置する。
- 史跡の日常的な維持管理については、函館市が行うとともに、地域住民および地元ボランティア団体等による活動との適切な連携について検討する。
- 国庫補助を受けて整備を行う場合は、所有者である函館市が事業主体となって行う。

### (3) 地域との連携

- 縄文文化発信の拠点として史跡の隣地に整備した縄文文化交流センターについては、地元の一般財団法人やボランティア団体など民間団体との連携による管理運営を図っており、その実績を踏まえ、史跡整備後の活用についても、市民や地域団体との協働による運営と保存活用の方策を検討する。



史跡大船遺跡「縄文の森」整備時の市民による植樹

## 15. 事業計画

### (1) 内容

計画予定地における本整備の内容および規模は、以下のとおりとする。

名 称		整 備 概 要
遺構施設	盛り土遺構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧地形を復元し、盛り土による遺構の保護と全体の芝張り</li> <li>・説明板の設置</li> </ul>
	竪穴建物群	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に現況のままとし、周囲に可変性のある園路や説明板の設置</li> <li>・樹木の伐採と植栽</li> </ul>
案内・解説施設	案内板、模型、標石等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地全体の施設配置や遺跡の内容等を示す総合案内板を設置</li> <li>・遺跡の模型(全天候型)や標石等をエントランスに設置</li> </ul>
	説明板、名称板等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備する遺構のほか、計画地内の自然環境等の諸要素を対象とする</li> <li>・多言語対応やユニバーサルデザインの導入、意匠の工夫を検討</li> </ul>
管理・便益施設	多目的スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身障者用、緊急時および維持管理用に利用可能なスペースを確保</li> <li>・一般車両は当面、既存の道の駅(縄文文化交流センター)を利用</li> </ul>
	トイレ・管理棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の施設として、利便性や景観等に配慮して多目的スペース内に設置</li> <li>・史跡の管理棟を兼ねるものとする</li> </ul>
	四阿、ベンチ・スツール等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見学者の利便性を考慮し、園路沿いや広場周辺を主に適所に設置</li> <li>・間伐材の利用を検討</li> </ul>
	照明灯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に見学動線となるエントランスから園路に沿って適所に設置</li> <li>・管理面や環境面へ配慮し、また意匠の工夫を検討</li> </ul>
	柵、ゲート、車止め	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入り口等外部からアクセス可能な現有道路に接する適所に設置</li> <li>・垣ノ島川沿いの盛り土遺構縁辺の崖地に設置（植栽：生け垣等を検討）</li> </ul>
公開・活用施設	エントランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道278号バイパスに隣接して整備し、各種案内・解説施設を設置</li> <li>・見学者の導入部分として、必要スペースを確保</li> </ul>
	体験・広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種イベントや体験学習などを行うスペースとして、草地広場を整備</li> <li>・利活用や維持管理用の資材収納のための倉庫を設置</li> </ul>
	園路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地内において、エントランスから各遺構整備箇所や広場、管理・便益施設などを結ぶ園路を整備</li> </ul>
	案内板、注意板、道標等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見学者にとって必要なサインを、史跡周囲や園路沿いなど適所に設置</li> </ul>
	電気、水道設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理棟や体験・広場等に屋外での仕様も想定した電源・水道設備を敷設</li> </ul>
植生管理	伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植林された針葉樹や庭木等不要な樹木の伐採</li> </ul>
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縄文の佇まいを想起させるための広葉樹等を植栽</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境との調和を図るための遮蔽・修景のための植栽</li> <li>・立ち入り禁止や動線を明確に示すための植栽</li> </ul>

## (2) 年次計画

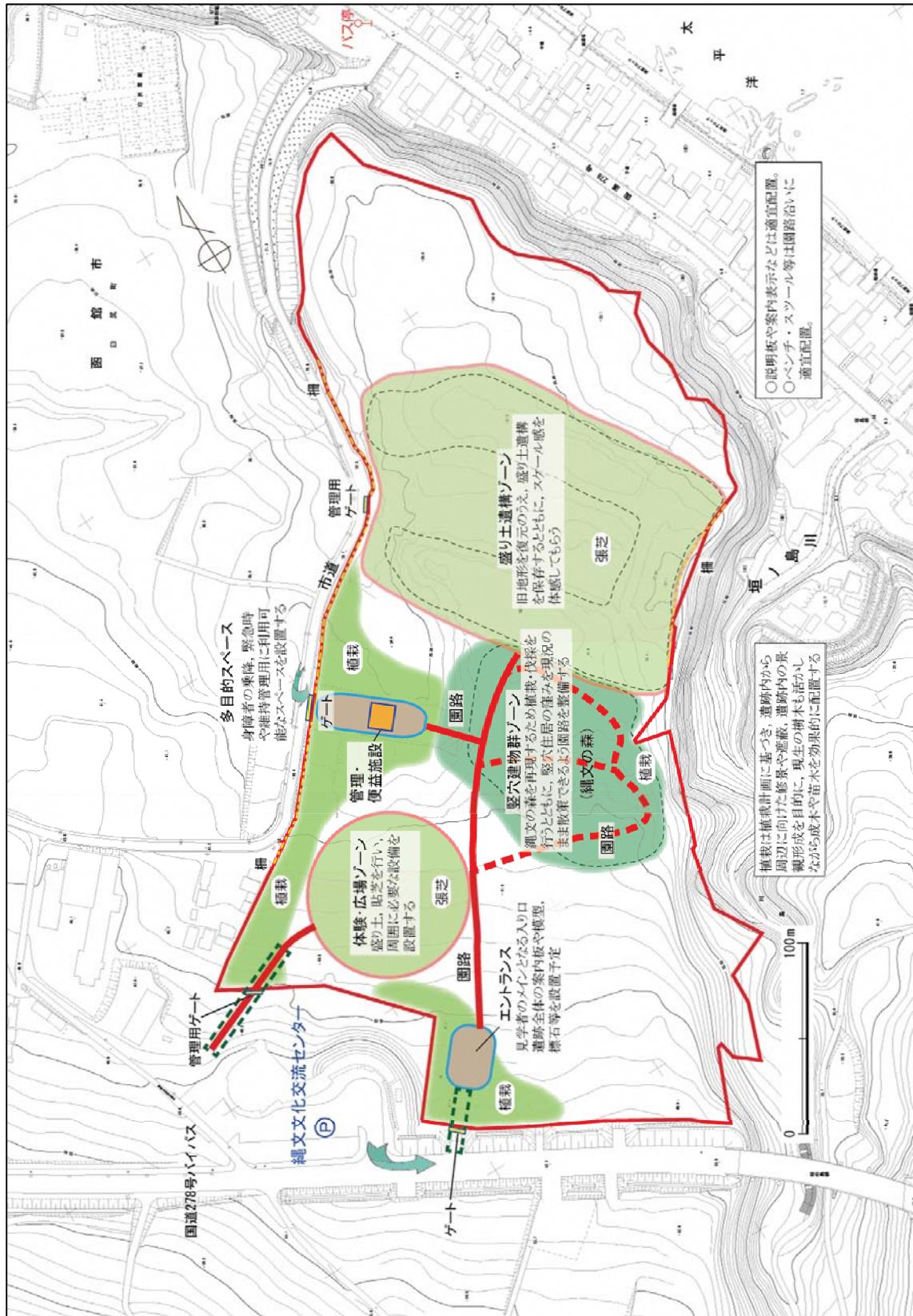
本整備事業は、平成28年度に発掘調査と総括報告書の作成とともに、史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会の指導・助言を得て、基本設計を実施後、平成29年度から実施設計ならびに整備工事を文化庁、北海道の指導、援助等を受けながら文化庁の補助金を活用し、平成31年度末の完成を目指す。

その後の整備については、平成32年度以降に実施する発掘調査をはじめ、本遺跡の本質的価値や保存活用等にとって必要な調査研究を進めた成果を反映するとともに、整備後の運用実績や変化していく社会情勢等を勘案しながら、新たな構想の策定や整備計画の改定など、概ね10年後を目指す必要時期において検討のうえ実施する。

区分	項目	当初整備				その後の整備	備考
		H28	H29	H30	H31		
調査・設計等	発掘調査	○	△	△	△	□	H28は史跡内容確認調査
	基本設計	○					
	実施設計		○	○	○		
	各種調査等		○				H29は地形測量、地質・植生調査、H31は完成空撮
	工事監理		○	○	○		当該年度工事
工事	基盤工事（環境整備）		○	○	○		伐木、造成、雨水排水等
	遺構整備	盛り土遺構		○	○	□	当初は地形復元と保存 H32以降はその後の調査・研究成果を反映
	豎穴建物群			○	○	□	当初は豎穴建物群の園路等のみ H32以降はその後の調査・研究成果を反映
	その他遺構 (配石遺構群等含む)					□	
	案内解説施設	[展示解説施設]			○	□	将来的にはガイダンス施設を検討
公開活用施設	総合案内板、模型、説明板、道標、標石等				○		
	エントランス施設		○	○	○		
	体験・広場			○	○		
	園路			○	○		
	管理・休養便益施設				○		
その他	植栽・伐採		○	○	○		
	委員会の開催	○	○	○	○	△	調査検討委員会(～H28) 整備検討委員会(H28～)
	整備報告書等の刊行				○		報告書のほか、ポスター・パンフレット等作成

△：整備に必要な場合に実施、□：その後の整備に際して実施

## 第6章 完成予想図



整備全体計画平面図



整備イメージ



---

---

## 史跡垣ノ島遺跡保存整備基本計画

発行日 平成 28 年 11 月 8 日

発 行 函館市教育委員会

〒040-8666 北海道函館市東雲町 4 番 13 号

---

